

福祉文教委員会会議録

令和3年11月12日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 15：41

【 案 件 】

1. 児童虐待防止に向けた取り組みについて
2. ICT教育について

【 報告事項 】

1. 飯塚市自宅待機買物困難世帯支援事業の支援対象者の拡充について 【生活支援課】

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「児童虐待防止に向けた取り組みについて」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

子育て支援課では、前回の委員会において請求のあった資料を提出しております。まず、「資料1 令和2年度飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画の実施状況について」をごらんください。8月の福祉文教委員会において、飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画の令和3年度版を提出させていただきましたが、その際、この計画に沿って、どのような結果が得られたのか詳細を報告してほしいということでございましたので、今回は令和2年度の実施状況について、関係部署に確認し、まとめたものでございます。内容の説明につきましては省略させていただきますが、福祉文教委員会に含まれない部署の報告も含まれておりますのでご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、前回の委員会におきまして、令和2年度と3年度の変更点として、DV等被害者に対する支援が追加されたとご説明いたしましたが、この支援につきましては、令和2年度の要保護児童連絡協議会の代表者会議の中で協議をし、令和2年度中に追加したものでございましたので訂正をさせていただきます。

次の資料2につきましては、現在、家庭児童相談室で継続して支援をしている世帯と子どもの数でございます。前回の委員会で、児童虐待相談内訳として報告した支援世帯につきましては、要対協の要保護児童としてケース登録されたものを計上しておりました。今回は、その登録ケースに合わせて、要対協で要支援児童としてかかわっている世帯と子どもの数、特定妊婦の数、養育支援を行っているケースの件数を計上しております。

要保護児童の件数につきましては、令和2年度末の51件から、令和3年9月末時点で92件と大きく増加しております。これは、令和2年度までは児童相談所のみがかかわっており、要対協の登録ケースではあるものの家庭児童相談室では直接かかわりを持っていない世帯につきましては、市でデータ管理をしておりませんでしたので、市が報告する際の支援世帯の件数に含まれておりませんでした。そのため、本市の児童で支援を必要としている子どもの数としては、児童相談所のケースも含めるべきという協議を児童相談所と行い、家庭児童相談員が主にかかわっていないケースにつきましても、要対協の登録ケースとして児童相談所から情報を得て、市でもデータ管理を始めたことにより件数が大幅にふえたものでございます。このほか、家庭児童相談室では、警察や児童相談所、学校から情報提供を受け、情報の共有を行っているものが、今年の4月1日から9月30日までに223件ございました。情報の提供を受けたものについて、継続して支援が必要と判断した場合は、要保護児童、要支援児童として支援を行う流れとなっております。また、「子どもなんでも相談」が9月30日までに31件、

母子父子の相談が49件あり、家庭児童相談室で対応しております。

下段につきましては、現在、要保護児童として支援している世帯が、いつから支援を開始したのか、開始時期別による件数を示したものでございます。性的虐待につきましては、前回の委員会で、令和2年度はゼロ件と報告しておりましたが、令和3年3月31日以前に登録されたケースが2件となっておりますのは、先ほど申し上げましたように、児童相談所からの支援ケースであり、本市の家庭児童相談室ではかかわっていなかった世帯でございます。

次に、資料3でございますが、前回の委員会で、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の具体的な内容はどうかというご質問がございましたので、9月30日現在の要対協登録世帯を対象に、具体例をまとめたものでございます。この件数の累計につきましては、例えば、身体的虐待と心理的虐待が一つの世帯で行われていた場合は、それぞれに計上しておりますので、支援家庭の総数とは異なっております。身体的虐待につきましては、たたくという行為が多く、ネグレクトにつきましては、不衛生や親の監護不足が多いことが見て取れます。心理的虐待につきましては、全国的に増加傾向にあると言われておりますが、これは家庭内において、児童の前で配偶者間や内縁関係の間で起こる暴力、いわゆる面前DVについて、警察からの通告が増加したことが要因と言われております。本市においても、面前DVによるものが半数近くを占めております。

最後に、前回の委員会で、新型コロナウイルス感染症の影響についてお尋ねがございましたが、厚生労働省が令和2年度の全国の児童相談所で受けた児童虐待相談対応件数の速報値を公表しており、その際、新型コロナウイルス感染症の影響については、明確な因果関係はわからないが、引き続き注視していくという見解を示しており、本市におきましても、感染回避を理由に訪問を断られるケースがあるなど、虐待が潜在化しないよう、注意深く情報収集を行っていかねばならないと考えているところでございます。以上で、前回の委員会において請求のあった資料についての説明を終わります。

○学校教育課長

学校教育における児童虐待防止に向けた取り組みについての資料を提出しております。説明をさせていただきます。今回は、「1. 各学校における児童虐待の早期発見・早期対応について」、「2. 研修について」、「3. 啓発について」、以上の3点の資料を提出させていただいております。

それでは、資料1ページをお願いいたします。まず、各学校における児童虐待の早期発見・早期対応についてですが、各学校における取り組みについて、7項目を実施しております。まず、1. 保護者との信頼関係の構築、2. 教職員のための虐待ガイドラインを活用しての虐待防止研修の実施、3. 児童生徒自身の虐待に関する理解促進としまして、虐待の定義や虐待を受けたときの対応を、市教委が作成しましたリーフレットをもとに説明と配布をさせていただいております。4. 虐待の早期発見努力義務の周知としまして、児童生徒の様子を十分に観察し、虐待の早期発見に努めています。5. 管理職への報告・連絡・相談体制の徹底としまして、児童生徒の観察から虐待の疑いがある場合には、管理職への報告・連絡・相談をすることを徹底しております。6. 通告義務の周知について、法的根拠からの虐待、通告義務があることから、関係機関への通告の義務について周知徹底を行っております。7. 相談体制の整備としまして、さまざまな関係機関が協力しまして、児童生徒の悩みや不安を容易に相談できる相談体制の整備として、整備について行っております。以上の取り組みを年度当初から行い、必要に応じて随時確認をとっているところでございます。

次に、資料の2ページをお願いいたします。児童虐待を正しく理解するために、さまざまな研修会を行っております。1. 管理職対象の研修会の実施、講師を毎年招聘しまして、研修会を実施しております。2. 生徒指導担当者・生徒指導主事対象の研修会の実施です。令和2年度、3年度は、コロナ禍のため、小・中学校分かれて研修会を実施しております。3. 教職員のた

めの虐待対応のガイドラインの活用、定例校長会議で、飯塚市教育委員会が作成しました教職員のための虐待対応ガイドラインに基づいた内容説明と、教職員への周知徹底を行っております。4. 児童クラブ支援員を対象としました研修会、児童クラブの全支援員を対象としまして、研修会を実施しております。以上、4つの研修を行い、各学校、児童生徒の虐待防止に向けての取り組みを進めております。

次に、3ページをお願いします。飯塚市教育委員会が作成しております児童生徒用、保護者用の啓発リーフレットの配付を行っております。また、子どもに配付する際は、説明時間を確保しまして、児童虐待の定義をしっかりと把握できるよう、もし虐待と感じたならば、すぐに関係機関に連絡することができるよう伝えて配付をしております。簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

資料提供ありがとうございました。今の提出資料並びにそのほかに関して、ちょっと資料要求をさせてください。まず、教育委員会関係に関してなのですが、今、研修をされたというお話がございました。その研修で使った資料、そしてあわせて保護者と児童生徒向けにチラシ、リーフレットを配付したというお話でしたので、それについてもご提出いただけますか。あとあわせて、不登校の児童生徒数の推移、それと昨年度でも結構なので、この児童虐待にかかわって、スクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーが動いた状況に関して、何らかの資料をいただければと思っております。

あと、子育て支援課のほうに関しては、2月の死亡事件に関して県の報告書が出ていたかと思っております。検証報告書が出ていたと思います。その検証報告書、それと先ほどの資料にも一部あったんですけど、虐待に関する子ども・家庭に対する支援の状況、それについて、何らかのもう少し詳しい資料がございましたらご提出ください。あとあわせて、待機児童の状況、それと各保育所等での虐待防止の体制等に関して、何らかの資料がございましたら提出をお願いしたいと思います。委員長、お取り計らいのほど、よろしく申し上げます。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○子育て支援課長

提出させていただきます。

○学校教育課長

はい、提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 12

再 開 10 : 20

委員会を再開いたします。

資料の準備ができたようです。サイドブックに掲載をしておりますので、ごらんください。ほかに質疑はありませんか。

○田中博委員

学校教育課が出されています各学校における児童虐待の早期発見対応について、ここで1番のところで、「保護者との信頼関係の構築」というところがありますけれど、学級担任等と保護者が信頼関係ができていない場合は、どんな対応をされているのか、具体的に教えてもらいたいのひとつと、7番目の相談体制の整備で「学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が協力して、児童生徒が悩みや不安を容易に相談できる体制を整備している。」、具体的にどういいう整備をされているのか、その2点を教えてください。

○学校教育課長

まず1番の保護者との信頼関係ですが、まず担任と保護者、やはり電話だけではなくて家庭訪問をしながら、顔と顔を合わせながら説明することを学校長は勧めております。できていない場合となりますと、また学年主任、また生徒指導の担当の教諭、教頭、校長の管理職等の説明を促しながら誤解を解くように努めてまいっております。

また、7番の相談の具体的対応としましては、養護教諭やスクールカウンセラーの通信等も出してありますし、いつでも声かけできますよう校内を巡回したり、また気になる生徒に対しては、学校のほうから、担任を中心に声かけをして、学年全体を通して、子どもたちに接するよう、実際のところ行っております。

○田中博委員

今の最初の1番の保護者と信頼関係の構築で、学年主任とか教頭校長、その他が間に入って理解を得るような形をされた、それをずっとその校長、教頭なりが後を継いで、保護者の方とやられるのか。結局は担任の先生と保護者がうまくいかない場合は、もう結局、話が進んでいかないという現状ですので、どうでしょう。

それと、言うように7番目もそうですけれども、そういった体制を考えていますけれども、それが本当に児童が悩みや不安を持ったときに、そういう形で話をしますかね。そんな現状は多分、学校学校で違うことがたくさん起こっていると思うんですけど、それを全部、学校教育課が情報を吸い上げて、それに応じた対応をしているのかということもちょっと不安なところがございますので、もう少し具体的に教えていただけませんか。

○学校教育課長

まず、信頼関係づくりですが、これは事件、何か物事が起きたときだけの対応をやっていたら、やっぱり保護者も不信感を買うと思うんですよね。その内容に日ごろから学校側は保護者に寄り添いながら、一対一で家庭訪問しながら、誤解があればそれを解くように、まず担任が頑張らなくてははいけない。そうでない場合は、学年主任、管理職という形にならざるを得ないという形であります。さまざまな事案につきまして、教育委員会のほうにも連絡があったり、保護者からも連絡事案が上がってきますので、ケースによっては、私どもが間に入ると言いますか、一緒にお話を聞きながら課題を解決していく対応を行っております。あと、相談体制につきましては、毎月アンケートを実施しております。その内容も確認をしながら対応していく。学校の教員は多忙と言われますが、子どもの命が懸かっておりますので、そのあたり、この件につきましては、手を抜くことなくと言いますか、休むことなく対応をやっているところでございます。

○田中博委員

今、学校教育課長が言われたお答えの中ですけれども、基本的にちょっと私の聞き方があれですけれども、保護者の方が担任の先生ではなくて学校側にもう不信を持っていると。要するに、もう担任の先生だろうが教頭だろうが校長だろうが、学校の体制に、対応に不満を持っている、そういった事例も多分、僕はあると思いますし、聞いていますので、そうなるとなかなか進んでいかないというのが現状でございます。学校の担任の先生を、まず学校側がきちっと把握して、教頭なり校長なり学年主任あたりが、ちゃんと学校側の担任を含めた中で、きちっ

とスクラムを組んでやらないと、なかなか対応できない。結局、担任の先生がもう振り回されて、ほかのクラスの子もいる、問題がある子も見なくてはいけない、全部1人でやれと、まず担任がやれということを言われますので、それでかなり担任の先生方も悩んで、それでバックアップする横の先生なり、上の先生方と一緒に組んではいますけれど、全然孤立した状態。こんな状況があるとするならば、今言われたことが全く進んでいかない状況になると思いますので、もう少し各学校の状況を調べてください。本当に教頭、校長、学年主任がもうちゃんと把握しているのか、ちゃんと担任の先生方、各クラス横の先生方が連携できているのか。まずそこをきちっと整えていかないと、保護者に対して、子どもに対してというのは、なかなか本当の声や姿が見えてこない。そして結局、いい先生ほど自分で追い込んで、病んでいってしまうという形が多いのではないかと思いますので、そこのところ再度、各小中学校体制を、現状、教育委員会が把握してください。ちゃんと本当の声がわかるような、そういうシステムをつくっていただかないと、本当に学校現場が大変だと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。子育て支援課のほうから学校教育課という順序で報告がありましたけれど、今の質問にもかかわりますので、教育委員会学校教育課からの報告にかかわって、お尋ねしたいと思います。最初に教室の児童生徒の人数が、今どのくらいになっているのか、お尋ねしたいと思います。最低はどれくらい、多いところでどれくらいというのは、ちょっとわかりますか。

○学校教育課長

小学校に関しましては、現在1・2年生が30人学級としていますし、今後、令和7年度までに関して、35人学級になっていくようになっております。現在のところ、学級で少ないところは、小さな学校では1名のところから始まっておりますし、多いところでは、やはり40名のクラスもございます。大体、小学校で言いますと、30名程度が平均とされております。

○川上委員

この間、ある高校のOB総会で、片峯市長が本市の子どもの学力が向上して大変喜んでいるというような趣旨の内容を含む挨拶をしていましたよ。その力がどこにあったのか、そうであればですよ。というと、教師と子どもたちの間が密接であるということが大きい要因ではないかと私は思うんですけれど、子どもは学力だけで育っているわけではありませんので、心と体をきちんと守っていく、成長を促していくという役割が学校にもあると思うんですけど、その中で、この虐待というのがどういうふう位置づけられるかということなんですけれど、学校で虐待の状況を発見したというのは、実績としてはどのくらいあるのでしょうか。

○学校教育課長

学校から虐待として上がっている件数は、令和2年度に関しまして31件ございます。

○川上委員

それは、現在も継続した案件として対応している数ですか。

○学校教育課長

報告した数が30件ありまして、まだ継続している件数、続いている件数もございます。

○川上委員

それが何件かわかりますか。

○学校教育課長

すみませんが、まだ確認はできておりません。

○川上委員

先ほど田中委員の質問とのかかわりになるかもしれませんが、起こったという報告は来る。それにどう対応していくかというのは、教育委員会としては把握できる状況に今ないということなんですかね。

○学校教育課長

大変申しわけありませんが、この場には、その資料を持ち合わせておりませんので、また戻りましたら、後で報告させていただきます。

○川上委員

虐待問題について調査する福祉文教委員会なんですけれど、報告件数は30件とぴたっとわかるけれど、今、継続して対応している件数についてはわからない、この今の委員会では。帰ればわかると。報告は重視するけれど、生きて、今、困っている状況について把握はしていないという答弁になるのだけれど、そういうことですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:33

再 開 10:35

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

現在、数字等はわかっておりませんが、この案件に関しましては、子育て支援課のほうにも連絡しておりますので、今からちょっと人数を確認して、また後で報告をさせていただきたいと思います。

○川上委員

今、私たちが質問をし、そして答弁がある中で何が明らかになったかということは、事象を確認して早期発見して、報告はいいですよ。それから継続的にその児童を支援したり、虐待をしているかもしれない保護者をサポートするということに、教育委員会としては、この重要なテーマを調査する委員会に報告できない状態にあるという、これが今、飯塚市の学校の現場での虐待早期発見ということで到達している出来事だということなんです。それで、もう少しお聞きしますけれど、現場の教師が果たす役割は大変大きいということですよ。発見した教師が報告する。報告したら解決するわけではないでしょう。苦しみ始めるわけではないですか。そのときに、教頭とか校長というお話が先ほどありましたけれど、それも大事ですよ。若いとは限りませんが、校長や教頭と比べれば若い教師たちが、そういう事例が目前にあって、どういうふうに自分たちが頑張ったらいいいのかという悩みもあるでしょうし、苦しみもあると思います。それが打開できたときの喜びもあると思うけれど、それは、集団はどういうふうに保障されているのか、わかりますか。

○学校教育課長

虐待等がありましたら、管理職を含めまして虐待ガイドラインに沿った対応をさせていただいております。関係機関に連絡をすること、また先生方の精神的なケアにつきましても、カウンセラー等もいますし、学校全体で取り組んでいくということを研修会を通じて、常日ごろから話し合いを進めておりますので、1人の先生が抱え込まなくていいように、常日ごろから先生たちを見守るのも管理職の仕事だと思っておりますので、先生が独りになることのないように努力をしております。

○川上委員

コロナのもとで、人が集まって希望を語り合ったり、悩みを出して打開策を講じるような、そういう機会というのはなかなか難しくなっている現状が、この間あったと思うんだけど、だからそういう意味では、特別な何か工夫というのが、教師集団の現場の中から打開していく力を造成するような工夫がいるのではないかというふうに思っております。その中で、啓発とい

うのがありましたね。親ないし先生たちは研修とかありましたけれど、子どもたちに、自分は悪いことをしたんだから、親からこういう目に遭わせられても仕方がないと思わせてしまうのは虐待ですよ。これが一番ということはないと思うけれど、大変手強い。子どもが悪いことしたから自分はこういうことをするんだと。言う親も大変だけれど、それが当たり前だと思ってしまう子ども、思わされてしまう子どものところが大変だと思うんだけど、その子どもたちに、自分たちはこの世に生きる権利があるし、このように扱われるべきではないと思う力を造成するのが大事ではないかと思うのだけれど、そうしたことについては、先ほどに報告にあった項目の中では、どこに入っていくのでしょうか。

○学校教育課長

先ほどの説明で申しますと、研修会を通して、子どもに寄り添うことは指導してきております。また、3枚目に配付いたしました啓発で、リーフレットを配付しています。単にリーフレットを配付するだけではなくて、それに基づいて、命の大切さ、自分の命を守ることが人の、友達の命を守ることであるということなどを道徳の授業、または特別活動の事業を通しながら、常日ごろから話をしていくことを進めております。なかなか家庭であっている虐待、先ほど委員が言われました、虐待に関しては見つけることがなかなか難しいですが、子どもの変容、服装、食事の仕方、そういうものを教員が見ながら、異変に気づくように、日ごろから指導と言いますか、お話をさせていただいております。

○川上委員

私は、議会が学校の現場での教育内容について発言する場合は、非常に自制的でなければならない、慎重でなければならないと思っています。教育の中立性を侵してはならないという立場なんだけれど、それを述べた上で、こういうものが虐待に当たりますよというのが大事です。それは、自分に当たるんだなとか思うことがあると、そういえば嫌だと思っていましたとかあるかもしれませんけれど。もっと前向きな点で言えば、子どもの権利条約で言うような内容そのものを虐待の問題と含めて、太く子どもに身につけてもらう、身につけさせるということは非常に重要ではないかなというふうに私は思っています。人として尊ばれるべきであるという、そういうことが大事ではないかと思うんだけど、その辺について、教育長、何か見解がありますか。

○学校教育課長

委員がおっしゃいました子どもの権利条約の中にも、第3条、19条、30条、34条に、子どもの権利に関することが述べられておりますし、教育基本法の改正が行われまして、第3条にも生涯学習の理念、子どもが学び続けることが書いております。そのようなものを含めて、大人が、学校が、人権教育を今後とも進めていきながら、子どもたちに命の大切さ、かわりを教えていきたいと思えます。

○川上委員

今の子どもの権利条約の内容について、教育の機会をつくりたいという、そういうことですかね。

○学校教育課長

それはもう学校教育法の中にありますが、子どもの最善の利益が得られるよう配慮していく、それが子どもの権利条約の中身になると思えます。

○川上委員

だからそれを、子どもが身につけるということが大事ではないかというふうに思うわけですよ。カリキュラムについて、私がこの場でものを言うことは適當ではないと思えますけれども、そういうことが、当事者になった子どもに、そのことをこういうことだよというふうに励ます、激励的に言う、個別的に言うことはあると思うけれども、学校全体で日本の子どもたちがみんな、この内容について適切に理解して身につけるといふようなことが、学校と社会全体の中で、

また、大人の世界の中で身につけるといふのは大事だと思うので、適切に学校の教育現場の中でも位置づけるようにしてもいいのではないかとこのうにちよつと思つています。それから、35人学級、少人数学級へ足を踏み出すということが、何十年間の国民的な努力の中で足を踏み出す方向になっていきますけれど、現状で多いところで40人という現実がある中で、学力、心、体力、この中で、さまざまな教育課題があると思うけれど、40人も先生が抱えていて、担任をしていて、ここで指摘されるような、提示されるような仕事というのが、教員としての仕事をもともとやれるのかというのがあると思うんですよ。いやそれでも子どもの命にかかわることは猶予がないから頑張るんだという答弁がありましたけれど、おのずと限界というのがあるのではないかと。努力に努力を重ねても、この指の中から落ちていく子どもたちの人生というのは責任を負えないではないですか。そういった点で言うと、少人数学級というのを、やっぱり早いテンポでやっていくことは、この虐待対策との関係でも重要ではないかと思うんですけど、何かそこの関係で、教育委員会で検討していることがありますか。

○学校教育課長

小学校に関しましては、本年度から少しずつですが、来年度、具体的に始まっていきますが、教科担任制というものを、まずは高学年から入れることによって、1つの教室をさまざまな先生方が見て対応していくというものを進めていっています。また、人材育成事業としまして、各学校の先生方、先輩の先生方が、後輩の教師に対して、いろいろアドバイスすることを本年度から具体的に開始いたしました。いろんな先生が、いろんな先生とかかわりを持つようにして学校を進めていく、子どもたちを見守っていくという対応を現在やっております。また、指導工夫改善教員もいますので、そういう経験のある先生が、さまざまな先生方の様子を伺えるように対応していっております。

○川上委員

今、課長のお話は、さっきの教師、現場の教師集団、支え合ったり、激励し合ったりということのかかわりのお話かと思うんですよ。それは大事だと思うけれど、やっぱり少人数であることは、子どもたちの全人格的な全面的な成長にとって、その中で、この虐待対策という点でも非常に重要だと思うので、きょう、公務で来ていませんけれど、市長に教育長のほうでよく相談して、やっぱり少人数化を全国一の速いテンポで推進していくというようにしていただきたいなと要望しておきたいと思います。

それから次に、子育て支援課のほうから報告あったことに関連しての質問に移りたいと思います。最初に、出された資料の中で要保護児童、要支援児童、特定妊婦、そういう言葉がありますけれど、これは児童福祉法の定義における定義と同一の意味で使っているのですか。

○子育て支援課長

厚生労働省のホームページのほうに、要保護児童、要支援児童、特定妊婦についての説明書きがございます。その中では、「要保護児童とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事業にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる。」、「要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であつて要保護児童にあたらぬ児童のことをいう。具体的には、育児不安を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。」、「特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家庭は、妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある。」、このように定義をされております。

○川上委員

その中で、この要保護児童というものほかに要支援児童という子たちがおるわけですよ。今、市がここで使っている要保護児童、要支援児童というのが、国のというか、法のそれと同じであるということがわかりましたけれど、そうすると、この要保護児童の状況というのは、かなり深刻な状況ということがわかりますよね。どうですかね。

○子育て支援課長

要保護児童につきましては、虐待を実際に受けている子どもたち等を指しますので、必ず支援が必要な、質問委員おっしゃるような、重要なケアが必要な子どもたちだと考えております。

○川上委員

そういう非常に重大な案件の中にある子たちなのだけれど、資料で要保護児童の支援開始時期とかありますけれど、先ほどの説明で、この資料を見ると、平成31年3月31日までが15件、開始時期がわかりませんが、平成31年4月1日からですから、年度ということなんでしょうけれど、10件。それから、その次、昨年度が29件、今年が半年で38件ということになっていますね。このように、数字が急に昨年から大きくなっているのは、児童相談所で把握する人数がわかるようになったからだとしたことでしたかね。それはどういうきっかけでわかるようになったのですか。

○子育て支援課長

要対協では、同じ要保護児童として取り扱ってまいりました。ですので、わかったというよりも飯塚市の子どもとして虐待を受けている、支援を必要としている子どもの数として公に公表する場合には、家庭児童相談室、飯塚市で把握している人数と、当然、児童相談所が把握している人数を合わせた人数が、本当の実数になるんだろうということで、今年度からカウントの仕方を修正したものでございます。

○川上委員

本年度からそのように、カウントというのはどうかと思うけど、把握の方法を改めたということでしょう。そのきっかけは何ですか。

○子育て支援課長

虐待の件数等の報告につきましては、福岡県等で集計等も出しますが、各市町村で集計の方法というものが異なっておりまして、なかなか、どの数字がいいのかというところがありました。それで、いろいろ検討した結果、やはり飯塚市でそういう支援が必要な子どもということで報告をするのであれば、児童相談所のケースも含めるべきであろうという判断に至ったというところでございます。

○川上委員

そういう把握の仕方が当然だと思うんだけど、それ以前は、どういうことで児童相談所の把握を加えないで、家庭児童相談室だけで把握した人数だけを公表するようになっていたのでしょうかね。

○子育て支援課長

児童相談所のケースといいますのが、やはり一時保護を必要とした保護だったり、職権保護、子どもさんを保護したりする重篤なケースが多いのが事実でございます。ですので、まず通告等がございまして、直接、児童相談所に通告があつて、もう子どもさんを保護した場合などは、去年までは児童相談所のケースとして、まずそこだけで管理をしておりました。その後、一時保護が解除され、家庭に帰ったり、もしくは保護する際に、必ず家庭児童相談室に飯塚市での状況というものが確認されます。これが情報提供の件数にも含まれているのでございますが、家庭児童相談室と児童相談所は必ず連携をとって動いておりますので、そういった子どもさんがいらっしゃるということはわかるのですが、データという言葉がちょっとあれなんですけど、管理記録として児童相談所だけが、今、対応しているケースについては、市で登録をしていな

かったものを、3年度からは市で1本にまとめたものでございます。児童相談所で対応していたケースにつきましては、要保護児童連絡協議会、要対協のほうで報告がございましたので、子どもさんの存在とか、現状とかについては情報共有されておりました。

○川上委員

非常に困っている状態の子どもたちのうち、ごく一部の人数だけを飯塚市は公表してきた。実態がわかっているのに。実態というか、児童相談所の数字を把握しておりましたと。しかし、市の機関、家庭児童相談室に相談があった件数だけを、そういう事例ということで公表し、それへの対応をどうしようかということで考えてきたということになるんですかね。

○子育て支援課長

一部ということではなく、児童相談所がまず重篤なケースは対応し、その後、そのケースについて、当然、その後の見守り等で、家庭児童相談室が引き継いでまいりますので、そういう意味で情報共有をしながらということで、件数として上げていなかったというのは、リアルタイムに児童相談所で保護された子どもさんの数、情報というのがすぐに家庭児童相談室のほうで把握できていたのかというと、そこには若干のタイムラグというか、そういったものがございましたので、なかなか集計をどのタイミングで行うのかということで、今までは家庭児童相談室でケース登録として情報管理していたものだけを計上していたというような形ですが、要対協の中では、全てのケースを支援児童として取り扱ってまいったところでございます。

○川上委員

要対協の中では、全ての件数を登録し、対応してきたということなんですけれど、市が子ども対策、虐待対策をやろうとした場合に、具体的に、公表の事実というか、数字がその数字よりも著しく小さい、著しく過小評価ですよね。過小評価を生んでいったのではないのかと。現実には、これだけの対策をしているのに、飯塚市における要保護児童の状況というのは、このくらいということで、その過小評価、過小な数字は、市の虐待対策ないし子ども対策の政策を充実する上で悪影響を及ぼしたのではないかというふうに心配するわけですね。

前回でしたか、お尋ねしました子ども家庭総合支援拠点の設置の問題なんですけれど、幾つかお尋ねしておりましたけれど、あれ以降、調査したりしたことがあれば、お聞きしたいと思います。つまり、今言った過小評価が、この拠点の設置の遅れにつながっていないかということも心配なんです。お尋ねします。

○子育て支援政策課長

前回の委員会以降、私どもとしての検討内容につきましては、関係課とまた協議を行っております。設置に向けた協議のほうは行っております。ただ、今、委員が言われますこの虐待の件数、昨年までは少なかったのが、ことし多くなってということで、それに関して、この拠点の設置の検討について影響しているかということ、影響は、私どもとしてはしておりません。

○川上委員

そうであれば、今の段階でも拠点が設置されていないというのは、別の要因にあるということになるわけですね。市の認識としてはですよ。それで、この子ども家庭総合支援拠点についての国の方針は、どの段階で打ち出されたのでしょうか。

○子育て支援政策課長

平成28年に児童福祉法が改正されて、この子ども家庭総合支援拠点を設置することに努めなければならないということが出ております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:06

再開 11:15

委員会を再開いたします。

○川上委員

平成28年ですから2016年。それで、この子ども家庭総合支援拠点センター、どういう内容のものとして具体化されているんですかね、国のほうでは。

○子育て支援政策課長

子ども家庭総合支援拠点につきまして、支援拠点の内容につきましては、「児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。」というふうに、国のほうでは、法律で明記をしております。

○川上委員

努めなければならないということはよくわかったけれど、中身がちょっとわかりにくいですね。それで、それ以前から、例えば本市であれば家庭児童相談室があって、県の機関と連絡を取り合っているということもあったと思うんですけど、そのシステムとの関係はどうなるのですか。それを解消していくという方向なのですか。それともそれを維持しながら、別に組み立てていこうという、そして総合的な力をつけていこうというかわりなのですか。どちらですか。

○子育て支援政策課長

子ども家庭総合支援拠点につきましては、家庭児童相談室と同じような機能を備えておりまして、今、委員が後段で言われたとおり、家庭児童相談室の機能を、その部分をまた充実をいたしまして、今後、関係機関との連携を密にして、支援拠点の機能を拡充していくという形で考えております。

○川上委員

その拠点というのは、もう一度、どういう役割、機能、体制はどうなるのか。特に本市の場合どうなるのか。どういうふうに法律上なるのかお尋ねします。

○子育て支援政策課長

子ども家庭総合支援拠点につきましては、子ども家庭支援員や虐待対応専門員という専門職員の配置をすることというふうに、国のほうではなっておりまして、子育てに関する情報の提供や相談対応、要支援児童や要保護児童、特定妊婦への支援といったソーシャルワーク中心の業務を行うという形になっております。飯塚市におきましても、この機能を維持する形で、組織については検討している段階でございます。

○川上委員

国は設置に努めなければならない、市町村の責務だと、法で市町村の責務となったわけでしょう、2016年の改正で。市町村に頑張れと言うだけではなくて、国はそれに必要な予算については、2分の1は国が責任を負いましょうと言っているわけでしょう。そして、大きい自治体、小さい自治体、いろいろあるけれど、飯塚市の場合では、何人ぐらいの体制を提示しているんですかね。提起しているんですか。

○子育て支援政策課長

飯塚市につきましては、児童人口が2万人前後でございますので、国が設置している要綱の中では、小規模C型というところに該当いたします。その中で、主な職員の最低配置人員というのが定められておりまして、子ども家庭支援員を常時2名、1名は非常勤形態でも可。虐待対応専門員を常時2名、非常勤形態でも可の常時、計4名の設置を要綱で規定をしております。

○川上委員

それは最低ということですか。

○子育て支援政策課長

要綱上、最低配置人員という形で規定をされております。

○川上委員

そうすると、現在の家庭児童相談室の体制はどうなっているか、聞かせてもらっていいです

か。

○子育て支援課長

現在の家庭児童相談室の人員ですけれども、家庭児童相談員が4名、うち保健師が1名、母子父子自立支援員が2名、そのほか乳児家庭全戸訪問事業訪問員が2名の計8名となっております。

○川上委員

もし法で定める、努力を求めている拠点の最低限が4人ということだったとすれば、この現状の8人と、どういう関係になるのでしょうか、これは。

○子育て支援政策課長

国の要綱におきましても、現在の家庭児童相談室の職員につきましては、この子ども家庭総合支援拠点の職員について兼務ができるというふうの規定はされております。ただし、飯塚市といたしましては、体制の強化について今、検討しているところでございますので、この4名をこの家庭児童相談室の職員4名全員に充てるというふうなような形での方向性ではなく、増員の方向で今、検討しているところでございます。

○川上委員

現状8人体制なのでしょう。これをふやしていく方向で検討しているということをおっしゃっているのですか。

○子育て支援政策課長

支援拠点に関しまして、この家庭児童相談室の職員の方も同じような業務に携わりますので、その部分の方とプラスで人員の増を検討しているところでございます。

○川上委員

ちょっとわかりにくいんだけど、現状8人体制の家庭児童相談室体制があるわけでしょう。これと別の形で拠点をつくって、4人体制、最低であればですよ、この8人のうちの4人が兼任してもらおうという考え方なんですか。

○子育て支援政策課長

今回、設置を予定しています支援拠点につきましては、家庭児童相談室については、その部分を包含する形で考えておりますので、別にとりか、家庭児童相談室につきましては、その拠点の中に入ってくる形になります。

○川上委員

拠点のほうが大きくなるわけですか。その中に、相談室が入ってくるわけですか。

○子育て支援政策課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そうしたら体制的には、人的な体制のことについて言えば、8人以上になるということなのですか。

○子育て支援政策課長

現在そのような形で、検討しているところでございます。

○川上委員

そうすると、この方向性の打ち出しというのは、法改正が2016年の終わりかな。厚生労働省が年を超えて具体化を図っていったでしょう、補助金のことも含めて。2017年の1月から2月だったと思いますよ。そうすると、スピード感持ってやれば、2017年度から設置ができなかったこともないかなと。片峯市長が2月に市長になる、ちょうどそのころなんです。だから、かけマージャンとか、そういうのに前市長らがうつつを抜かさずに、この問題にきちんと向かい合っていれば2017年度から、これまでの頑張りと、それから深刻化している虐待、子育ての課題に対して、きちんと向き合うことが2017年度からできていたのではない

かと思うわけですよ。それにしても、少なくとも2018年度からできたはずですよ。この当時、全国的には言いませんけれど、例えば福岡県で2018年度あたりで、この拠点を作っていた自治体はどのぐらいありますか。

○子育て支援政策課長

県内の市町村で言いますと、政令市はちょっと入っておりませんが、平成29年度に設置している自治体はございません。

○川上委員

2017年度に設置したところはないとおっしゃっているんですかね。

○子育て支援政策課長

2017年度と言いますと、平成29年度になるかと思われませんが、その段階では、県内の自治体では政令市を除いたところでは設置されておりましたが、平成30年4月に設置しているところが県内では2市ございます。平成30年7月に1市、平成30年11月に1市ですので、平成30年度につきましては4市が設置をしております。

○川上委員

北九州市が7カ所、それから宗像市、粕屋町も当時、早い段階で作りましたね。後で尋ねますけれど、本市が何らかの理由で設置を見送ってきた5年間の間に、県下では設置が進んでいると思いますが、直近では設置自治体はどうなっていますか。

○子育て支援政策課長

直近の設置済みの県内の市町村で言いますと、58市町村中18市町村。市でいきますと政令市を除く27市中15市が設置済みでございます。

○川上委員

福岡県下60自治体ある中で、政令市を除けば飯塚市の人口は何番目ですか。

○子育て支援政策課長

4番目でございます。

○川上委員

政令市を除くと言いましたけど。3番目が久留米市でしょう。そうすると、飯塚市の子どもたちのために市がしなければならない責任というのは、非常に大きかったと思います。それから、リーディングという点から言っても、子育て・福祉の、そういった点から言っても大きい箱物をつくるリーディングという考え方もあるかもしれないけれど、福祉の分野でのリーディングというのがあったはずなんですよ。役割を果たす。これには全然、片峯市長は関心を寄せなかったのかと、5年間。ちょっと国が法律で努めなければならないというふうに言ったんだから、努めたでしょう、片峯市長は。どういうふうに努めたのですか。拠点設置、どういうふうに努めてきたのか、お尋ねします。

○子育て支援政策課長

国のほうで平成28年に法改正が行われておりまして、その後、子育て支援課のほうで検討を始めております。すみません、実際の記録として残っている部分が、平成30年度に情報収集という形で、情報収集を行っておるというふうに聞いています。令和元年度に県内の設置状況調査を行っております。令和2年度に子育て支援政策課ができて、改めて県内の設置状況の調査と組織のあり方について検討いたしまして、令和3年度について、組織の形をある程度固めまして、今現在、組織の内容について、その部分について協議を行っているところでございます。

○川上委員

その間に、どれだけの子どもと、また違う意味で親が苦しみ続けてきたか。それで、そういう努力をしてきたということの自己評価があるのでしょうか。逆の聞き方をしますけれど、ほかの自治体が、翌年度、翌々年度と設置できたのに、対象児童数が2万人、それほど多いこ

の本市で、努めてきたけれど設置しなかった理由をちょっと聞かせていただけませんか。

○子育て支援政策課長

今、委員がおっしゃられた逆の意味でのご質問ということで、設置しなかった理由とおっしゃられました、設置しなかった理由というのはございませんで、その間、検討・協議を行ってきたというところでございます。

○川上委員

どこで検討したのですか。検討の記録はありますか。

○子育て支援政策課長

検討の記録につきましては、令和2年度以降につきましてはございますが、その前につきましてはございません。

○川上委員

では検討を始めたのは、令和2年度から検討したということになりますね。違うんですか。

○子育て支援政策課長

それ以前につきましては、令和元年度に県内の設置状況調査等を行っておりますので、その段階での検討は行っているかとは思いますが。

○川上委員

先ほどから、児童虐待そのものが深刻だと、深刻な問題だということは共有しているではないですか。そして要保護児童、要支援児童が、自分たちが公表している以外に、深刻なほどの人数がいるということも知っていたわけではないですか。そして今、拠点が必要だというふうに言っているということは、従来の8名体制だけでは、やっぱり不足したということ認識しておたということになるではないですか。この中で3児童の事例も発生したわけでしょう。拠点が設置されていれば、必ず3児童の事例は起こらなかったというふうには、私もここでは言い切れませんよ。しかし、しっかりした役割を果たすべき飯塚市が、検討、検討を続けてきた理由がいりますよね。何を検討していたんですか。教えてください。

○子育て支援政策課長

この子ども家庭総合支援拠点の設置につきましては、検討する段階で先ほどもちょっと言いましたが、家庭児童相談室を包含する形で設置をするという形で考えております。それゆえに、逆に言えば、委員が言われるように、2017年とか18年に設置をやろうと思えば、そのまま同じことだったらできたかと思うのですけれど、やはり機能を強化する形、人員増にするとか、そういった組織の体制と連携の仕方とか、そういったものをいろいろ検討する中で、時間がかかっておるということでございます。

○川上委員

それで今、何か反省することはないのですか。反省することがあるでしょう。副市長、答弁を求めます。

○久世副市長

今、質問委員ご指摘のとおりでございます。この拠点施設につきましては、本市にとって大変重要なものでもございますし、設置することが、一刻も早く実現することが求められている施設だと考えております。今、担当課長のほうが答弁をいたしておりましたけれども、確かに時間がかかり過ぎております。これにつきまして反省すべきところだと私も思います。早急に今後、整備するように努めてまいりたいと考えております。

○川上委員

どこを反省するかということがあると思うのだけれど、これは答弁が難しいかもしれない。このメンバーでは答弁難しいかもしれないけれど、本市の職員の定員削減、定員管理というのかな、それとのかかわりはなかったのですか。

○久世副市長

本市の職員の定数管理と、こういったいわゆる特命的な施設、拠点整備をする中で勤務してもらった職員との関係というのはございませんので、そういったものが影響していることはございません。

○川上委員

わかりました。そしたら、現状の過小評価があったわけではないということ、先ほど課長が答弁されたでしょう。今、副市長からは、定数管理にかかわることでもない。では何が残るのですか。何を反省したらいいんですか、我々は。何を反省するのでしょうかね。この拠点ができていれば、今の体制の中に拠点ができていれば、必ず虐待がゼロになったとは限りませんよ。でも、皆さんが今、そう判断しているからそうなんでしょうけれど、防止することにさらにつながっていったでしょうということになるわけでしょう。我々の責任は重いのではないですか。その我々が、なぜ作りきれなかったかを明らかにしないで、早期発見とか早期防止とか、啓発とか言っているわけでしょう。まず我々が、行政が自己検証して、それに基づいて初めてここで打ち出そうとしている政策は、魂を持つのではないかと思うんですよ。これは議会の委員会ですので、議会が尋ねていてチェックして、その反省すべき点を浮き彫りにする責任は議会にあると思います。

そこで、今月は児童虐待防止月間に入っていますね。啓発の中の1番になっていますよね。どういう位置づけで、どういう取り組みをしておるのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

児童虐待防止月間につきましては、国のほうでも11月をその月間として啓発等を行っておりますが、飯塚市においても、飯塚市の子どもをみんなで守る条例の中にもありますが、11月を児童虐待防止月間として活動しております。今年度につきましては、街頭啓発活動を例年やっていたのですけれども、前年度もそうなんですけれども、今年度、コロナのために街頭での啓発活動は中止しております。虐待防止講演会を現在予定しております、11月24日に児童相談所の弁護士を講師に迎えて講演会を行う予定としております。こちらの講演会は、今回は対象を自治会長の皆さんに参加をお願いしているところでございます。また、そのほかでは横断幕、のぼり旗等を設置させていただいております。また今後、月間ということにかかわらず、やはり虐待対応については広く活動していく必要がございますので、公用車等にマグネットで、虐待対応ダイヤルの189をお知らせするマグネットを公用車に貼って行けるよう準備をしているところでございます。そのほか、本庁舎の1階のモニター広告にも、189の情報を現在、提示しているところでございます。

○川上委員

本市の虐待防止にかかわる条例は、私は改正して、子どもが未来を見つめて、生きていきたいと思えるような条例、また大人、保護者が子育てというのは幸せということなんだと、こういうことはあり得ないんだということを学びながら、子育てできるというのは幸せなんだと、自分の子でも、地域の子でも、何かそういう喜びを共有できるような条例の内容に、私は改正していったらいいのではないかと思いますけれど。せっかく付託案件で虐待問題をやっているわけですよ。そして、今わかったように、市長の責任って大きいですよ。この場に市長が一貫して出席しない。何の公務かわからないけれど言わない。自分がこの問題で重大だと思っているのだとしたら、自分に責任があるというのは明らかなんだから、是が非でも、この問題の審査のときには最優先で出てもらいたいと思いますよ。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今の総合支援拠点についてなのですが、先ほどお話の中で、検討段階で家庭児童相談室を包含することを考えた。逆に言えば、やろうと思えばやれたんだけど、機能強化、組織体制、

連携体制を検討する中で時間がかかっているというお話でした。そのあたりについて、どのような機能強化を検討されているのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援政策課長

現在、機能強化という形でお話をさせていただいている内容につきましては、先ほども少し触れましたが、人員をふやす形で検討をしているところでございます。ただし、その内容につきましては、当然、組織的な部分がございますので、何名ふやすとか、どう考えているのかということが、ちょっとこの場では言えませんが、機能強化ということで、まず第一には人員の専門職等の配置について検討をしているところでございます。

○江口委員

ほかには、何かございますか。

○子育て支援政策課長

子ども家庭総合支援拠点とかかわりの深い関係課につきましては、連携がとりやすいような状況を今後つくっていかねばいけないと当然思いますので、連絡体制だったり、物理的な距離だったり、そういったものについても検討しているところでございます。

○江口委員

そんなに時間がかかることなのかなと正直思うんです。片一方では、これを検討している割には、そのスピード感というのがないと思っていて、人員をふやすという話がありました。専門職というお話がありました。令和4年度の職員採用に関しては、もう正規の職員採用に関しては、もう終わっています。その中には、虐待関係の専門職の採用はあっておりませんね。今、たしか土木の追加募集があっていたかと思いますが、追加募集もあっていないんです。専門職は、どういった方々を考えておるのですか。そして、どう雇おうとされていますか。

○子育て支援政策課長

専門職の、どういった資格を持っているかということのご質問だと思いますが、支援拠点の国が出している要綱の中で、子ども家庭支援員と虐待対応専門員につきましては、資格が指定をされております。その資格を持っている方について、応募なりをしていきたいというふうには考えております。あとは、どういった形で雇うのかということだったと思いますが、先ほど、委員が言われますとおり、正規職員の採用試験については今、今年度の採用試験には載っていないような状況でございます。この採用の仕方につきましては、内部で今、検討しているところでございますので、例えば任期付職員であったり、会計年度任用職員であったり、再任用職員であったりとか、いろんな正規職以外でも採用の仕方がございますので、それにつきましても現在、検討しているところでございます。

○江口委員

要綱の中で、資格の指定があるというお話でした。どういった資格が指定されていますか。

○子育て支援政策課長

まず、子ども家庭支援員の資格等につきましては、全部で20項目ございますが、その中でちょっと抜粋して答弁させていただきたいと思います。資格としましては、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、助産師、看護師、保育士等でございます。虐待対応専門員につきましても、重複するところがございますが、全部で20の資格という形で記載されて、主なものとして医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、助産師、看護師という形で要綱で規定されておりますので、こちらの資格を持った方を応募するなりで考えております。

○江口委員

その中で、どういった方々が必要であると考えておられますか。

○子育て支援政策課長

その資格については、検討中でございます。

○江口委員

全く何も、甲乙つけがたい状況なのですか。それとも、ここは欲しいんだよねというのはないのですか。

○子育て支援政策課長

検討中でございますので、どの部分ということでの答えではなく、今現在、家庭児童相談室でも、いろいろ相談を受けている業務でございますので、そういった形で考えますと、心理関係の資格を持った方に来ていただければなというのは、そういった形は考えておりますが、まだどの資格というのは検討中でございます。

○江口委員

では、今言われた資格の中で、子育て支援課におられない資格の方々は、こういった方々ですか。

○子育て支援政策課長

先ほど述べさせていただいた中で言いますと、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、助産師、看護師、保育士等でございますが——。すみません。保健師はいらっしゃいます、すみません。あと保育士につきましてもいらっしゃいますので、今、それ以外の医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、助産師、看護師でございます。それとすみません、先ほど資格の中で教員免許を持たれている方も資格の対象となりますので、すみません、先ほど答弁する中で漏れておりました。申しわけございません。

○江口委員

その資格の選考は、もう11月の真ん中なんです、きょう。来年度ということを考えたら、4カ月ちょっとしかないんです。この4カ月の中で、どのような採用スケジュールをお考えですか。

○子育て支援政策課長

採用スケジュールという以前に、今のところ、この支援拠点につきましては組織の体制等が正式が決まっておりませんので、それにつきましては、もう拠点の設置内容、拠点組織内容が決まりましたら、すぐにでも採用のほうを検討していきたいと思っております。

○江口委員

とすると、遅くてもスタートする4月1日には、専門職の強化については、間に合わないこともあり得るといえることですか。

○子育て支援政策課長

4月に設置ということで考えておりますので、採用につきましては、間に合うような形で進めたいというふうに考えております。

○江口委員

間に合わせるでよろしいのですか。

○子育て支援政策課長

間に合うように努力をしていきたいと思っております。

○江口委員

先日、チルドレンファースト福岡という団体で、子ども家庭総合支援拠点に関するセミナーを行いました。オンラインセミナーを行いまして、子育て支援課、福祉部並びに教育委員会、教育長を初め教育委員会の方々もご参加いただきました。この中でアンケートをとったんですね。支援拠点をつくる中、支援拠点を検討する中で、こういったお困り事があるのかということをお聞きしました。30件弱ぐらいの回答があったわけですが、一番多い回答は人員不足ですよ、73.9%。次が、専門職がない、足りない。これが60.9%あるんです。その人員不足、専門職がない、足りないと選ばれた方に、こういった人材が必要と思われませんかというふうな形でお聞きしました。一番多かったのが、社会福祉士・精神保健福祉士、これが

70.6%なんです。次が、医師で58.8%。続いて弁護士が41.2%、保健師・助産師・看護師が35.3%等々と続きます。このセミナーに関しては、行政の方々が、特に現場におられる方々がかなり多く参加していただきました。その方々の切実な意見がこういったことだと思うんです。先ほど機能の中で、総合支援拠点の機能とは何だというところで、ソーシャルワークをきちんとやるんだというふうな形でお答えになりましたよね。そのソーシャルワークをする方々は、この資格の中ではどの方々が当たりますか。

○子育て支援政策課長

今ソーシャルワークをしていただく、一般的にソーシャルワークをされているということでは、いきますと社会福祉士になるかと思えます。先ほど飯塚市でも考えている資格の中で、心理担当の関係を話をしましたが、すみません、私の発言が漏れておりました、社会福祉士についても検討しているところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:02

再 開 13:03

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

午前中の続きなのですが、社会福祉士並びに精神保健福祉士、アンケートの中でそれが一番だったというお話させていただきました。2番目は弁護士なんですね。この3つの職種については、以前から虐待対応として採用すべきだというお話をさせていただいていました。ここに対する協議としては、どのような協議が今なされているのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援政策課長

今、委員がおっしゃられる職種についても、当然含めまして検討しております。

○江口委員

具体的にどのような協議がなされていますか。

○子育て支援政策課長

組織担当の部署と、そういった職種なり採用の方法について協議をしているところでございます。

○江口委員

通常組織再編だったら、そういった部分でいいかもしれないんだけど、2月に3人亡くなっているんですよ。ギアを変えなきゃ。子どもたちを守るのは、私たちの仕事だ。そのために何ができるのか。できることを全部やるというつもりでやらないと守れないですよ。先ほど正規職員に関しては、もう既に募集があっている、こういった職種に関しては募集があっていないということが明らかなのですが、このあたりに関しては、私は正規の職員でやるべきだと思う。特に社会福祉士、精神保健福祉士に関しては、この状況の中で、今もまだ決まっていないうちで、採ろうと思ったとき、来ていただきたいと思ったときに、募集をかけても来ていただけない、応募していただけないということがあるんですよ。そのあたりの状況は御存じですか。

○子育て支援政策課長

御存じですかということですが、募集をかけておりませんので、状況としては把握しておりません。

○江口委員

ほしいと思ったら、その職種が売り手市場なのか、買い手市場なのか、どのぐらいの費用がかかるのか。当然、それを調べなきゃ。そうしないと、漫然と雇えるだろうと、このぐらいで募集かけたら来ていただけて、その中から、一番いい人を採用すればいいよねと思っておら

れるかもしれないけれど、来ていただけないことがあるんです。先ほど、午前中に紹介しましたチルドレンファースト福岡のセミナーでのアンケートの中でも、拠点をつくるのに、こうやって専門職を採用したいと募集をしているんだけど、再三、募集をしても応募がないという、そういったお答えもあるんです。今、いろんなところで、社会福祉士、精神保健福祉士の仕事広がっています。ある意味、そことの競争になるんですよね。そうしたら、やっぱり人として生きていくために仕事をしようと思ったときに、より良い条件を探すのは当たり前だと思うんですよね。皆さん方もそうでしょう。こうやってやろうという中で、実際に市民に奉仕する仕事をやろうと思うときに、よし、私はこれから市民のために、毎年臨時職員が頑張るぞと思う方はおられないんだと思うんです。安定の中でやれることもある。当然のことながら、正規職員のほうが、きちんと人が集まるわけですよ。保育士を考えてみても、保育士を集められておられるでしょう、子育て支援課。正規の職員は応募があれだけあるのに、会計年度、臨時職員と呼ばれる方々は少ないでしょう。同じことが、ここでも言えるわけですよ。なおかつ、この支援拠点、何を仕事にするか。まさにソーシャルワークを主な仕事にするわけでしょう。そのソーシャルワークの資格とは何だと言ったら、さっき言われたように、社会福祉士等々なんです。そこを採りにいかないで、きちんと確保しないで行いますか。

片一方で、もう一つ挙げたのが弁護士です。弁護士については、昨今、自治体での採用が多く、かなりふえてきているのは、皆様が御存じのとおりです。何度も取り上げています。その中で、お隣の直方市でも前の市長のときに弁護士の方を2人雇われましたよね。1人は福祉のほうに、もう1人は別のところにやられたわけです。それも、そこは当然のことながら、単年度ではないわけですよ。任期付きでの採用なんですね。やっぱり複数年あるから安心して応募ができるわけです。複数年あって、ある程度生活が保障されるから、よし、じゃあここで頑張ってみようとなるわけですよ。副市長、この専門職の採用について、早急に対応していただきたいと思います。そして、きちんとソーシャルワークができる方々が必要だということを確認した上で、早く募集をしないと、4月に間に合わないと非常に心配しています。副市長として、どうお考えかお聞かせください。

○久世副市長

今回、この拠点につきましては、ただいま質問委員がおっしゃるとおりでございます。本当に人命にかかわる非常に重要な施設になってくるということは、私も十分認識いたしております。ただ正規職員の採用試験につきましては、これも質問委員がご案内のとおり、今年度の分は終わっておるわけなんです、確かにご指摘のとおり、これも先ほど質問委員がご案内いただいたところなんです、土木が全く集まらないと。これも今、新たな昨今の状況でございます。こういった分野によっては、いわゆる人員の確保が非常に難しいということは十分認識いたしております。ただ担当課につきましても、4月1日の開設に向けて現在、鋭意準備をいたしておる中で、そういった人員の確保につきましても、全面的に協力し、何とか確保するように努力してまいりたいと考えております。

○江口委員

しっかり確保してもらわなくては、困るのは、やっぱり市民の方々なんですね。子どもであり、保護者なんです。そして不幸な結果が起きたら、また何をやってたのかという話になるんです。なっていってしまいます。正規の職員、今からでも募集をかけてもいいんだと思うんですよ。年度途中であろうがどうだろうが、本当に必要と思うんだしたら、大きくかじをきればいい。それが政治判断だと思うんです。そこまでいかないにしても、会計年度で募集するのではなく、きちんと任期付きとして、相応な待遇の中で迎えようと、そういった判断をしていただきたいと思います。

別のことをお聞きします。資料を出していただいていますので、資料の中でちょっとお聞きさせていただきます。一番最初に出された年次行動計画の令和2年度実施状況、こちらの資料

の中でまずお聞きいたします。この中で4番目の養育支援訪問の実施とありますね。訪問件数が125世帯、延べ207件。その内訳としては、育児家事援助は1世帯、延べ1件のみなんです。ここに関しては、何度か質疑をさせていただく中で、家事援助がやりにくい要綱になっている。現実的にこの要綱の中ではできないという中で、要綱の改正をしつつ、ここをきちんとやらないと、現実的に、テレビでもよくありますよね、ごみ屋敷ってね。足の踏み場もない、非常に不衛生な部屋が、ある意味、報道の中で取り上げられるわけですが、その中で子どもが育たなくてはならない。当然のことながら、学校に来るときにも非常に不衛生だ。同じ洋服であつたりとか、お風呂にも入っていないとか、そういった状況にある子どもたちがいるのではないと言われるわけです。ここをきちんとやれるのが、もともとの厚労省の考えている養育支援訪問事業ですよ。だけれども、市の要綱では、その部分ができない形になっていたというのは、以前指摘していたのですが、その部分は、もう既に変更なされたのかどうか、お聞かせください。

○子育て支援課長

事業の内容につきましては、改正をしております。

○江口委員

ありがとうございます。しているわけですね。そしたらホームページで見られる、養育支援訪問事業実施要綱か何かを探したら、もう書きかえてあると思っていいいんですね。あと、そうやって改善されたのであれば、ここの部分に関しては、回数とかがふえていく傾向にあるのではないかと思うのですが、いつ改正されたのか。それとあと、現状、ここで見る限りでは、令和2年度は1件というふうな形なんです。令和3年度も上半期終わって、もうなるのですが、今どのぐらいされているのか、おおよその数でもいいので教えていただけますか。

○子育て支援課長

申しわけございません。3年度の件数は、今のところ、養育支援の中の育児訪問が何件という件数は集計をとっておりません。

○江口委員

改正は、インターネットで見る限りでは、今、飯塚市のホームページに上がっている分に関しては平成29年が最終改正なんです。なので、いつ改正になったかに関しては、ちょっと調べていただいて、また後ほどでもお答えください。

ただ、できたら見ていただきたいのですが、飯塚市のホームページで、養育支援訪問と検索をしていただくと、多分一番上に、この実施要綱がヒットします。第4条に事業内容とあるのですが、ここが問題だったんですね。第4条の1号では、「産じょく期の母子に対する育児指導や簡単な家事等の援助」とある。家事等の援助があるのはここだけなんです。あとはもう2、3、4に関しては育児指導、相談助言、相談助言なんですよ。なので、この家事援助がきちんと、産じょく期以外でもきちんとできるように改正をしていただきたいということを、前々からお話していた部分なんです。そこについては、後ほど結構ですので、いつ改正なったかをお答えください。

次に、ちょっとこれをつかんでおるかどうかわからないのですが、同じく一番最初の資料の6番、7番、乳幼児健診の実施と未受診者訪問の実施、乳幼児健診の受診率については、こうやって書いてあります。片一方で7番で、未受診の方々を訪問した件数46件と書いてあるのですけれど、これは、現実には未受診者がどのぐらいおられて、例えば未受診者が46人いて、46世帯で全部訪問しているんだよ、だったらいいと思うんですけど、現実的には、ここは未受診の中で、どのぐらいの割合が訪問できたと思っていいいのかどうか。もしおつかみでしたら、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

把握しておりません。

○江口委員

虐待の審議をする中で、ここってすごく注目されていたところですよ。未受診者をどうして潰していこうかと言われていたんですね。担当課が違うとはいえ、虐待の所管課は子育て支援課であるのであれば、そこはちゃんと把握した上で事業に臨まないと、やっぱり、そこその仕事だからとなってしまうと、縦割りの弊害と言われるものになってしまいます。

次に、家庭訪問の実施とあるんです。これも健幸保健課か。次、いきます。

9番で生活保護世帯訪問の実施とあります。「問題のあるケースについては訪問頻度を一番高く格付けし、訪問の際には極力、母子相談員や児童相談員との同行訪問を行うことで対応した。」とあります。ベースとしては生活支援課なんだけれど、子育て支援課が、家庭児童相談室ができるだけ同行したというふうな形だと思うのですが、ここに関しては、どの程度行かれたのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

申しわけございません。訪問の回数というものは集計しておりません。

また、先ほどの乳幼児健診の未受診者につきましては、未受診の率とかそういったものは、子育て支援課では持っておりませんが、未受診の方がいらっしゃる要保護世帯については、保健センターと一緒に訪問する等の支援を行っているところでございます。

○江口委員

そうすると、次の不登校支援に関しても、子育て支援課が同行してという部分があったりするのですが、そこについても、どの程度、回数でなくてもいいんです。大体、行くよと言われてたときに、何回ぐらい、わかりました一緒に行きますといったものが、例えば半分以上なのか、それともほとんど一緒に行っているのかとか、いやほとんど一緒に行けていないんですとか、そういったところでいいんだけど、わかりますか。

○子育て支援課長

対象家庭につきましては、生活支援課と一緒に、ほとんどのケースで訪問しております。

○江口委員

この不登校支援の中に関しては、ヤングケアラーの話があるかと思うのですが、そういった家庭が市内にあるかどうか等は把握しておられますか。また、先ほどきちんと要保護のケースに関しては同行しているということですが、そのうち、ほとんど全部、児童と面会しているのかどうか。行くのだけれど、保護者とだけお話をして帰ってくるのか、行った上で実際の対象児童ときちんとお会いして、状況確認をして帰って来られるのか、そちらについてはいかがですか。

○子育て支援課長

生活支援課に同行する場合につきましては、できる限り子どもさん、お子様とお会いできるように努力はしておりますが、実際に会えていないケースもございます。また不登校のお子様などについては、やはりなかなか子どもさん自身に会うことが難しいということもございますが、追加の資料でお出ししています支援状況のほうにも書いておりますが、民生委員に協力をお願いして、様子を見ていただいたり、子どもさん自身を見る努力ということは、さまざまな方法で行っているところでございます。

○江口委員

きちんと会えているかどうかについては把握をしないと。特に、民生委員、主任児童委員の方々、児童委員の方々おられますけれど、プロという意味では、皆さん方ですよ。民生委員・児童委員の方々は、ある意味ボランティアの方々であります。そういったことを考えると、きちんとプロとして確認する。それがどの程度できているのかについてもきちんと数を把握しないと、その改善ができないと思います。実態が把握できないと思っています。

次に、支援の状況についてお聞きしたいのですが、2番目の資料なのかな。継続支援ケース

数及び要保護児童の支援開始時期別件数の中で、ここで要保護児童に関して、9月30日現在で92世帯、156人が要保護児童だと、登録ケースだというふうな形であるのですが、まず要保護児童に関しては、この要保護児童連絡協議会に登録していないケースはない、これが全部だ、全数だということでもいいですか。

○子育て支援課長

これが全てのケースでございます。

○江口委員

次に、要支援児童について、17世帯23人という数字が出ております。ここに関しては、同じく要対協の登録ケースと括弧書きがあるのですが、これ以外には要支援児童はおられないという理解でいいですか。

○子育て支援課長

先ほど要支援児童とは、こういう子どもさんを言いますということで、午前中に説明させていただいておりますが、そういう養育に不安のある、見守りのある家庭を要支援児童に含めておりますので、今現在、飯塚市がかかわっているお子さんについては、全てこの中に含まれております。

○江口委員

今、飯塚市がかかわっているというところがちょっと引かかるのですが、飯塚市内におられる、飯塚市内の子どもたちで要支援児童と言われるカテゴリーに分類すべき子ども、ご家庭の子どもたちは17世帯23人が全数だということでもいいんですかね。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○江口委員

そうであるとするならば、この数自体をどこまでそうなんだねと、ずっと受け止めていいものかどうか非常に悩ましいところに思うんです。この数に関して、福祉部としては、このぐらいなんだろうなど、いやいやもっと隠れているのではないかなとかいうところに関しては、どのようにお考えですか。

○子育て支援課長

実際に支援しているケースにつきましては、こちらの表に上げておりますが、その下に情報提供という項目で、223件というものを上げておりますが、その中にはいろんな情報が、市のほうに寄せられております。その中には今後気をつけないといけないかと思われるケースもございます。また、この156名と23名ですね。この人数につきましては、9月30日の現在で支援している子どもさんの数でございますので、実際には支援が必要でなくなったというようなこともありますので、件数としてはもっと多いものであると思います。

○江口委員

この数字を見ると、通常、こういった分類でするときに、大体ピラミッドという形になるんだよね。全体がこうやってあって、下のほうにある意味、皆さん方がおられて、そのうちだんだんだんだん要支援の方々がおられて、その上で要保護ABCとかDとかいうふうな形で付けたりするんだけど、通常こうなんですよね。ハードなケースのほうが少ないんですよ。だけれども、これはこうなんですよね、言ってしまうと。頭でっかちなんですよ。いきなり、この要保護児童がぼんと出てくる。要保護児童が出てくるというのではなくて、その兆候があるから、要支援児童に関しては裾野が広くというのが多いのではないかなと思うのですが、そうすると、もっともって隠れているというふうに考えるべきではないかなと思うのですが、先ほどのお話は、一部ちょっとここで出てきていない方がおられるかもしれないということだったんだけど、そのピラミッドのこの部分で、市が把握できてないところは、ずっとあるのかなという理解をされているのかどうか。福祉部長、そのあたりはいかがでしょう。

○福祉部長

今、質問委員が言われますように、確かにこの数字を見ますと、逆三角形になるような形になろうかと思います。それで今、お話がありますように、この要保護児童、この数が本当に要保護の児童数なのかどうか、ここの確認がちょっと必要なのかなというふうにも、近々思っていたところでもございます。こちら辺について、しっかりその現状と対応の仕方、そこから辺を洗い直して、しっかりした数字を導き出す必要もあろうかと思います。言われますように、確かにこれが逆三角形であれば、さらにこの裾野が広がるということでございますので、その状況をしっかり私たちも見出せますように、周りに情報提供のお願いをしっかりとまいりたいというように考えております。

○江口委員

要保護児童のケースの洗い直しも必要かもしれませんが、一番大切なのは、見えていないところに隠れた要保護・要支援がないかどうか、ここが一番問題だと思うんです。ここの数の把握に誤りがあると、それこそ準備する体制が誤ってくるんです。この程度しかいないから、このぐらい用意しておけばいいよねと4月からの支援拠点を用意したら、実は隠れたところはこんなにあったんだと。そうすると、それに対応するのなら、もっと分厚くしなくてはならないとね。そういったことを考えると、ここの数字についても、しっかりと本当にこれだけなのか考えていただきたいと思います。そこがはっきりするのが、この右側に特定妊婦と養育支援がおられますよね。特定妊婦が51世帯おられるわけです。養育支援も104世帯おられるわけですね。養育支援、支援が必要なんでしょう。となると、これは要支援ではないのかなと思うんですよね。特定妊婦はカテゴリーの中で、幾つか種類が分かれていて、その該当するものであったら、その特定妊婦の枠に入るからということで、全て支援が必要な方々ではないにしても、やっぱりある程度は、支援が必要な方々がおられるということを考えると、まだこの要支援児童というのは膨らむのが普通だろうと思います。

あと、資料の中で、不登校の数を出していただきました。どこでしたかね。ごめんなさい、何人おられましたかね。ちょっと説明いただけますか。

○学校教育課長

令和2年度の不登校児童生徒数ですが、小学校にしましては、不登校107名、中学校にしましては、200名となっております。

○江口委員

やっぱり数が多いんですよね。その中で、要支援の方々も当然おられるのだと思います。自治体によっては、これをきちんと要支援に最初から組み入れるという自治体もあるんです。そういったことも含めて考えるべきだと思います。

○委員長

先ほどの中で要綱の分がわかったということで答弁してもらいます。

○子育て支援課長

申しわけありませんでした。養育支援訪問事業実施要綱の改正日が、令和3年7月19日となっております。

○江口委員

改正内容をお聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

改正後の事業内容のほうでご紹介させていただきます。事業内容として、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠、出産及び育児を迎えられるための相談及び支援。出産後間もない時期、おおむね1年程度の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談及び支援。不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談及び支援。

児童養護施設等の対象または里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭に対して、家庭復帰が適切に行われるための相談及び支援。これが今現在の要綱の内容となっております。

○江口委員

不適切な養育に対する支援というのがきちんと入っているの、安心しました。片方でそれがきちんと動き出しているのかなと、7月に改正なされたということではありますが、その分の予算については確保されている、実際に制度が動き始めたという理解でよろしいですかね。

○子育て支援課長

予算措置はいたしております。申しわけございません。予算措置は、当初からしておりますので、今からさらに追加ということはございません。

○江口委員

既にもう養育支援訪問事業そのものに関して予算がついているので、その中でやるよと。今のところは、新たに追加ということまでは考えていないのだけれどということですよ。わかりました、ありがとうございます。実際には、制度自体は動き始めたというところよろしいですか。もう実際にそういった支援を入れたところはございますか。

○子育て支援課長

今現在、こちらの支援を行った世帯はございません。

○江口委員

残念ですね。資料で虐待の種類別内容及び発生件数という資料を出していただいています。これが9月30日現在ですよ。これは要保護児童世帯に限ったものなんですけれど、ネグレクトの不衛生、32人いるわけですよ。おむつをかえていないだとか、近隣宅でご飯を食べさせてもらうとかいうことさえあるわけです。家事をさせるも3件ですよ。このあたりの要保護児童に対する支援としては、養育訪問支援事業というのは、とても大切な部分だと思っています。要保護児童の支援状況というやつを資料で出させていただきました。ここでは、在宅支援（訪問・来庁・電話）、地域との連携、関係機関の見守り、生活支援課による支援、児童相談所による支援とあります。具体的に、言葉のやりとり以外で行っている支援は、このうちのどこの部分で、どういった支援があるのか。今言ったような家事支援というのがあったりとか、それ以外にも支援があると思うんですけれど、具体的に、その言葉以外の部分に関しては、どういったものがあるのか、どの程度あるのか、お聞かせください。

○子育て支援課長

申しわけございません。例えば、母子・父子のようなひとり親に対しての支援のほう、自立支援プログラムだったり、日常生活の支援等、支援の方法は幾つかございますが、この要対協のケースの中で、その支援を紹介することはありますが、その件数というものを計上したことは、今現在ありませんので、次回の委員会までに、その辺を含めて、再度確認をさせていただきます。

○江口委員

やっぱり、どういったケースに対してどうするというやつはきちんと準備しておかないと、そして、それがどの程度動いているというやつを見ておかないと、3児童の死亡事件のときも、新聞報道の中では100件ぐらい対応したんだと。100件ぐらいでしたかね。電話したり、訪問したりしたという話があったんだけど、ただ、それが行ってお話する、こうしたらだめだよと言うだけではなくて、何らかの具体的な支援があったら別だったかもしれないと思うんです。実際に、この虐待をするというご家庭、最初から、生まれてすぐもう「よし、虐待しよう」と思っている親なんかいないと思うんです。けれども、その中で追い詰められて、やりようがわからなくて、子どもに当たってしまう。なので、そこに対して、きちんとした手を差し伸べる、支援を差し伸べるというのは、非常に大切なことだと思います。考えると、そこについて、どうやってやっていくかというのが保護支援指針を見ても、早期発見対応指針を見

でも、そこが十分読み込めないんです。そこを次回まとめていただくのはありがたいですけど、早急にそれぞれの仕事の仕方を見直していただいて、不足している部分があったら、じゃあもうこれしよう、これしようといってやらないと。だって、不衛生が32人ですよ。以前、お話を聞いたことのある子どものことをちょっとだけ紹介しますが、風呂にも入れず、着るものも同じやつを着ていると。学校に行ったら、においがと言われるので行きたくない。ないし、水着がないからプールの授業を受けられない。そういったご家庭があるという話を聞いたことがあります。きちんと支援を入れて、水着をどうにかしてやったら、その子どもたちは学校に来て、きちんと水泳の授業も受けられたかもしれない。そして、そのときだけでも笑顔になったかもしれない。やっぱり具体的に何をするというやつをしっかりと決めて、そこを分業していかないと、救えるものも救えないと思っています。

ちょっと学校教育のほう、教育委員会のほうにお話をちょっと変えたいと思います。資料を出していただきました、ありがとうございます。虐待対応ガイドライン、そして虐待関係プレゼン資料を見せていただきました。ある意味、しっかりしている部分もあるなと思いがちなのですが、虐待関係のプレゼン資料に関しては、生徒指導の担当の方々、生徒指導主事対象の研修会というふうな形でお聞きしているのですが、この方々が学校に戻って、ほかの先生方にもどのようにお伝えになられているのか、そこについては何らかの、これこれこういうふうにやってくれとかいうのがあるのかどうか、お聞かせいただけますか。

○学校教育課長

学校では中学校では週1回、小学校では月1回、また週1回のところもありますが、生徒指導委員会というのが行われています。その中で研修で受けた内容を提示しまして、また学年で報告する義務がございます。また夏季休業期間中を使いまして、全体で研修する。まずは年度当初、初めに4月の段階で職員会議を設けますので、そのあたりで生徒指導にかかることに関しては、時間をとりながら周知徹底を図っております。

○江口委員

ある程度、きちんとやられているということではあるんですけど、ただガイドラインとプレゼン資料がしっかりしているなと思う反面で、片一方で、次のリーフレットを出していただきました。保護者向けと児童生徒向けを出していただきました。これを見ると、ちょっと、これは果たしてどうなんだろうと思ってしまうんですね。例えば、この保護者向けのリーフレットを見ていただきたいのですが、これを保護者はもらって、じゃあそうだよとなるのかなと、首をちょっとひねるところがあるんです。ここは何が必要かという、保護者向けですよ。ご家庭に向けて、困っていることはありませんか、支援できますよというやつをきちんと入れておかないと、だめよ、だめよ、だめよと言われると、それは、もともとある程度だめというのはわかっているんだと思うんです。さらにだめと言われて、じゃあ、どうすればいいのと思わないのではないかな。そこに助けてくれるのであれば相談しようというふうで考えるのだと思うんですけど、ちょっと、ここの部分では、そういったメッセージがないのかなと思います。

もう一つ、児童生徒向けのリーフレットがあります。これも、うーんと思うのだけれど、うーん思うのは1点、相談してねとあるので、こういったことは虐待に当たるんだよ、そういったときはぜひ相談してくださいというのは、そのとおりだと思うのだけれど、片一方で相談したら、お父さんお母さんにばれてしまうのかもしれないよねと思ったら、相談もしづらいわけですよ。そういう意味では、秘密をきちんと守るから、そういった部分が必要なのかなと思います。そこを考えると、こういったものをつくる時には、教育委員会単独で、例えば担当者の方々が、うーんと頭ひねってつくられて、よし採用というような形なんですか。それとも子育て支援課、ないしそういったところと、こうやってつくろうと思っているのだけれど、どうかという協議の場というのは、このチラシに限らずあるのですか。

○学校教育課長

質問議員がおっしゃるとおりです。令和元年度は、お互い協議し合って作っておりますが、2年度、3年度に関しましては学校教育課のほうがつくりまして、みんなでこれでいこうかということを決めて提案をしております。その後、子育て支援課のほうには提示をしている段階で、今後、質問議員おっしゃいますような、いろいろつけ加えられなくてはいけない部分、また協議しなくてはいけない部分は、参考にしながら来年度に向けてのリーフレットを作成していきたいと思います。

○江口委員

あと、このリーフレットも大切なんだけれど、一番大切なのは、その手前できちんと人権、午前中も川上委員の質問の中で、子どもの権利というところがありましたけれど、そこをきちんと教える。そしてなおかつ、こういったものが虐待なんだ、そしてそういったときはきちんと相談してね、なおかつ、そのときはきちんと秘密は守られるよということをお伝えした上でチラシがあると、そうやってあのおとき言われたなと思うのだけれど、その部分は、もっともっとやっていかななくてはならないと思います。その部分で、現状、子どもが自分を守る、そういった意味で子どもの権利ない子どもの人権というふうなところを学ぶ、この虐待を含めて学ぶというプログラム、機会というのは、何らかの機会がございますか。

○学校教育課長

学校教育としましては、年間指導計画がございまして、その中に各教科、または特別の教科道徳の授業、特別活動の授業を関連させながら授業を進めております。また、虐待、いじめに関する問題は人権侵害につながりますので、教職員の校内研修を行いまして、人権週間等で子どもたちに人権の大切さを教えながら、また、そこからいじめとか虐待とか、さまざまな事案につきましては、子どもたちに伝えていっている次第でございます。

○江口委員

きちんと系統立てて、しっかりとやっていただきたいと思います。せっかくやるのだったら、きちんと子どもに、そして保護者にも伝わるプログラムをやっていただきたいと思うんです。実はおとといになりますけれど、教育部長は来られたんですけど、「『がっこう』と『きまり』の距離感について 『こども六法の使い方』の著者と考える」といって、「こども六法」という本がありますよね、知っていますか。結構ベストセラーになったんですけど、その著者が、実は飯塚と縁のある方で、おとといが2回目、元野木書店の2階で、講演会でもないな、会合があったんです。ベースとして、やっぱり人権なんだよ。子どもの権利なんだよ。その上で、それをを守るために、お互い守るためにどうしようというところから、きちんとスタートする。そこを間違えると、義務を果たさなかったら権利がないとかいう話がある。そうではないですよね。もともと生まれながらに権利、人権というのはあるんだと、そういった話がありました。何度か紹介したことがあるのですが、CAPというプログラムがあります。これは暴力防止、子どもが暴力に対して自分で自分を守るためのプログラムでもありますけれど、ある意味、虐待ということでも考えられますし、自殺防止という形でも考えられます。そして、そういった意味でも、自殺防止というふうな形でやるのだったらというふうな形で、補助金があったりもするんです。以前、このCAPのプログラムは、飯塚市内でも結構な小学校とか中学校とかで、PTAが呼んだりしてやってはいたのですが、最近はある程度聞かなくなりました。ただ佐賀、福岡とかでは、以前も紹介しましたが、かなり広くやるようになってきています。こういったプログラムを含めて、きちんと子どもに、そういった届く授業をしていただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○学校教育課長

昨年の管理職研修会の際に、「にじいろCAP」の方より、学校における児童虐待の早期発見及び対応につきまして、お話をいただいたところです。学校の導入の経緯につきましては、

現在、先ほど申しましたように、年間指導計画に沿って各教科の授業時数を確保しなくてはなりません。今現在、コロナ禍は少し収まっておりますが、またいつ第6波が起きて、緊急事態宣言が出されるかわからないということで、授業数の確保というのは、今現在かなり難しいというか、気になるところでございます。CAPの導入につきましては、大変中身もすばらしいと思いますので、今後、学校長、校長会のほうで意見を聞きながら、話し合いながら、今後のことを考えてまいりたいと思います。

○江口委員

何もCAPでなくてもいいんですよ。ほかにもプログラムあるので、その中で、やっぱり届くよねと思うものをきちんとやっていただきたい。授業数を確保することは大切ではあるんですけど、その授業の中に組み込むことも可能ですよね。そういった工夫をしっかりとやっていただきたいと思います。必要であれば、ある意味、これは虐待防止という条例でうたわれている中でも必要とされていることですので、そういった意味でも、きちんとやっていただきたいと思います。

もう一点、今回やっぱり、残念ながら3児童の死亡という状況があるわけですが、こういったことになる時、いつも言われるのが情報共有がうまくできていなかったという話になります。それは目黒区の事件とかでも同様でした。その中で、当時言われたのが、児童相談所がファックスで情報交換、情報共有をしていると。いや、そんなやり方はもうないよねという話があって、何とかシステム化という話があった。その中で、たしか6月の委員会でも紹介しましたが、ある民間会社が、うちのシステムをどうぞ使ってくださいね、5年間はただでいいですよというお話をなされた。そこに関しては、私も視察にお伺いいたしましたし、その視察に行くときに子育て支援課のほうからも、これとこれとこれと、ぜひ聞いてきていただけませんかということがあって、それに対してもきちんと結果をお渡しして、なおかつその後、その民間会社の方が飯塚に来られた際に、担当課も2名来られてお話を聞かれている。今回の3児童死亡の状況の中で、もしあのシステムがあったら、別な結果だったかもしれないというのは、6月のときにもお話ししたとおりです。6月か、その前からお話ししたと思います。この情報共有のシステム化を本当に急ぐべきだと思いますし、なおかつ、よくこういうときに問題になるのは費用なんですよ。以前も福祉部とその話をしたときに、予算要求の前までいったのだけれど、やっぱり費用がということで、だめになったのが数年前です。ところが今は、そういった話があって、無償で使えるチャンスがある。でも、この話をして1年以上そのままなんです。午前中にギアを変えるべきだと言いました。本当に変えないと、何でこのままか、何で変わらないのか、何人死ねば変わるのかと言われかねません。早急に、どれでもいいです。お金がかかってもいいと思う、正直な話。そちらのほうがいいシステムと思えば。その部分を支援拠点のスタートまでにはやるべきだと思いますが、検討状況はいかがですか。

○子育て支援課長

情報共有につきましては、現在、国が主体となって要保護児童の情報共有システムが構築されております。こちらについては、転居時の自治体間の情報共有や児相と自治体の日常的な情報共有のための仕組みとなっております。本市では、このシステムを利用したいと考えて、今現在、準備したいと考えて検討しているところでございます。質問委員がおっしゃっている、ご紹介いただきました情報共有システムにつきましては、いろいろ市でも確認をいたしました。今のところ外部の機関、例えば児相だったり、警察だったり、そういったところとの連携はないということを聞いておりますので、今後、連携の方法というものをしっかりと考えながら、さらに検討していきたいと考えております。

○江口委員

国が考えているのは、転居時の部分、それはそれで必要ですよ。けれど、みんながみんな転居するわけではないわけですよ。児相と市町村、それはもちろん必要ですよ。けれど、片一

方で、考えてみてください、この前の3児童の件。欠席だった、欠席だった、3児童とも欠席だったわけでしょう。それがシステム上で、要保護児童となっていて、その家庭の子どもが全部休みなんだというのが、その日にわかったらアクションしませんか。例えば、病院に子どもが運ばれてきたと。じゃあ、この子どもの背景はどうなんだろうといったときに、役所が休みだったら、夜間だったら、どうしますか。だからシステム化が必要だという話がある。ずっと前から拠点病院からあっているでしょう。当然のことながら、それぞれの役割に応じて、情報共有の範囲というのは変わるとは思います、それでも、毎回毎回電話しますか。夜中2時に課長のところに電話入れて、入れるほうも嫌ですよ。入れられるほうも嫌ですよ。現実的に無理ですよ。毎回毎回、電話しますか、この家庭の子どもが休みです、この家庭の子どもが休みです、この家庭の子どもが休みですと。私が見に行ったのは南丹市です。南丹市も、今はこのレベルなんだけれど、この次はこうしたいと、要するに児童相談所にも入れていただきたいし、あそこは一部事務組合で病院があります。南丹市ではなく、その地域でほかの自治体とともに一部事務組合で病院をつくっています。その病院との接続に関しては、多分もうできているころだと思います。私がお伺いしたときで、もう最後の詰めに入っていますというふうな形でした。ほかの自治体も、あれから続々とふえてはきているんです。何でやらないのかがわからない。やりたくない理由でもあるのかなとさえ思ってしまうんです。部長、いかがですか。

○福祉部長

今言われて、情報の共有というのは非常に重要なことだと認識しております。それで今、現時点では、紙ベースや電話、これで出欠、保育園、学校等の出欠について、子育て支援課のほうに連絡をいただいているというような状況でございますけれども、今、担当課長が話しましたように、まず今、国の持っております行政専用のネットワークを使って、まず児童相談所との情報共有を、ここすらできておりませんでしたので、まずこれを皮切りに、どのような関係機関との情報共有、情報共有も全てを共有するというようなことにはならないと思いますので、情報の取捨選択、そこら辺を考えながら情報の共有システム化、これについても考えていきたいというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:12

再 開 14:19

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今、前向きと思えるような答弁があったんですけど、杉並区も6月からスタートしているというのがプレスリリースで出ています。まずスタートしているのは、区立の保育園37園と児童出欠状況の情報共有を開始とあるんですね。今までは保育園や学校から月に1回の出欠状況を表計算ソフトやメールで提出いただいていましたが、毎月100通のメールが来て大変だったと。今回、そのシステムを採用することで、連絡がタイムリーに行えるようになったと。これをスタートは区立保育園なんだけれど、私立保育園、幼稚園、学校などの関係機関との情報共有での活用を進めていきますとあるんです。当然、その子どもにかかわる諸機関はいっぱいあるので、市の機関以外からも情報をもらわなければいけないわけです。さっき、部長は、電話で連絡いただいていると言っていたんですけど、それって、本当に出欠状況を、要保護児童全員の分を毎日電話で受け取っているわけですか。その確認は、どの程度出されていますか。同じような月1回とか週1回とか、そんな形ではないかと思うのですが、現実はどうですか。

○子育て支援課長

要保護児童の出席状況を定期的に確認するのではなく、休みが続いた場合等に、学校や保育施設から連絡をいただくような形となっております。

○江口委員

つまり、即時性という意味では一步遅れるわけでしょう。何日から休みが続いたというお話ですか。何日休みがあったら、連続したら連絡していただくようになっているんですか。

○子育て支援課長

何日という取り決めはしておりませんが、保護者の方との連絡を学校はされていると思いますので、そちらで連絡がつかなかったり、心配なことがあった場合に連絡が来ている形でございます。ですので、逆に言うと、毎日、その出席状況を児童相談室が確認するというのであれば、即時性があるのかもしれませんが、実際に問題が起こりそうな場合、欠席が続いたり、心配なことがあった場合については、電話等ですぐに対応しているのが現状でございます。

○江口委員

副市長、今の話を聞いてどう思いますか。何日休みが続いたら、何日かは決めていないわけですよ。そして、それぞれが保護者と連絡が取れていたら大丈夫とって連絡はとらないかもしれないわけですよ。これでいいのかなど。それを変えるための仕組みがある。この南丹市にお伺いしたときに言われていたのは、このシステムが入って、システムを入れたことで、子育て支援課、虐待担当課と実際の保育とか学校の現場との垣根がすごく低くなりました。情報共有が密になりました。今までは連絡してなかったことも、すぐ連絡するようになりましたというわけですよ。そうですね、あの人に電話して大丈夫かなと考えなくてもいいんだから。ちょっとした作業をするだけで、ぽっといく。今、皆様方、ご家庭でもLINEとかで連絡するわけでしょう。家に電話するときは、昔は家に電話するのは大変だったけれど、ずっと連絡をするから、SNSで連絡をするから、非常に手軽に連絡がとれるわけですよ。そういった武器があって、この前の事件でも、保護者からは、これこれこういうことでという連絡があったわけでしょう。3児童の死亡事件でも、これこれこういうことで、実際は違った、うそだったかもしれないんだけど、連絡があっていた。だから、それを信用してしまった。3人の子どもと一緒に休んでいるということもわかっていなかったわけです。そういったサインをどうやってうまく細かく拾うか、そのためのシステムでしょう。こちらのほうがよっぽど国とのシステムよりも大切です。国とのシステムに関しては、引越しのときですよ。今いる子どもたちの日常を守る、そちらのほうが大切です。副市長、福祉部は、今ああいったお話でしたが、残念ながらきょうここに市長はおられません。ここにおられる中のトップは副市長、あなたです。今すぐでもやれることがあるんです。それを、私が先ほど聞いたのは、支援拠点のスタート、来年度にはきちんとそれをやり始めていただきたい。まだ3カ月、4カ月先の話ですよ。どれでもいい。南丹市がやったシステムではなくても構いません、有償でも構いません。やり始めるべきだと思いますが、いかがお考えですか。

○久世副市長

先ほど担当部長も答弁いたしましたけども、私どもも常にこういった対応、対策、子どもたちの命を守るために、常に進歩していかなければならないという気持ちは、これは当然、同一にしております。今の質問委員がご提案いただきました内容等についても、担当部局のほうでも研究はしていると思います。午前中もちょっと答弁させていただきましたが、こういったものについては、当然のことながら迅速に取り組んでいくべきだと考えておりますので、担当部局等を含め検討してまいりたいと考えております。

○江口委員

迅速にという時間軸が、世間一般とかわりがないようにやっていただきたい。検討している間、子どもたちの生活が止まっているわけではありません。日々の生活があります。ぜひ、その点についても、担当部署として、しっかりやっていただきたいし、それを市長、副市長がき

ちんと後押しをして、というよりも、これをやれとしっかり言っていたらいいということをお願いして終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「ICT教育について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○学校教育課長

「ICT教育について」説明をさせていただきます。今回は、学習用タブレット端末の活用状況及び使用する際のルール、通信状況について、資料を提出させていただいております。また前回、資料要求がありました学習用タブレット端末に係る予算資料を、今回あわせて提出させていただいております。

それでは、資料1ページ目をお願いします。まず、「学習用タブレット端末の活用状況について」でございますが、市立小中学校では、8月の本市の新型コロナウイルス感染症感染状況に鑑み、夏休み後半の出校日を中止しまして、9月2日から9月10日までを短縮授業として、帰宅後の午後に学習用タブレット端末を用いたオンライン学習を実施いたしました。資料1ページの上段の表には、短縮授業期間中のオンライン学習の実施状況でございます。内容としましては、ビデオ通話アプリのミーティングを使って、学校と家庭との通話確認を実施した学校が26校と一番多く、全体の89.6%となっております。続きまして、デジタル教材のタブレットドリルを使用した学習が24校で82.7%、授業支援アプリ、グーグルのクラスルームやロイロノート等で課題を配付し、児童生徒に提出させる学習が18校で62.07%となっております。また、同時双方向型のオンライン授業のような学習を実施した学校は17校で58.62%となっております。各学校では、学年に応じたオンライン学習を実施したところでございます。具体的な例を挙げますと、緊急事態宣言下のため、学校ではできない合唱や楽器などの音楽の授業を実施した学校もございます。

次に、下段の表は短縮授業期間中のオンライン学習で課題になったことのアンケート調査結果でございます。市立小・中学校全域でオンライン学習の実施が初めてであったため、オンライン学習の内容と、それを実施する上での課題を把握するため、グーグルフォームによるアンケートを実施いたしました。教師の操作スキルの向上を課題と答えた学校が一番多く、16校の全体の55.17%となっており、次に、児童生徒の操作スキルの向上が10校で全体の34.48%となっております。各学校では感染症による休校等に備えまして、夏季休業期間中に校内研修を実施するなど、しっかりと準備していただいております。9月上旬のオンライン学習の実施は、子どもたちや先生方にとってよいシミュレーションの場になったのではないかと考えられます。通信環境を含め学校側の課題や、児童生徒側の課題を把握することができ、今後の取り組みに活かしていきたいと考えております。

次に、資料2ページをお願いいたします。学習用タブレット端末を安全に効果的に活用するために、学校や家庭で使用する際のルールを決めております。ルールを区分ごとにまとめますと、目的外に使わないこと、使用する際の注意点、安全に使用するための約束、健康面で気をつけることの4点になります。これらのルールは児童生徒の周知や指導はもちろん、家庭でも気をつけていただければ周知しております。特に、安全な使用と健康面のルールにつきましては、各学校から機会あるごとに保護者への周知や児童生徒の指導を行っておりますが、教育委員会におきましても、保護者向けに発行しておりますGIGAスクール通信に記載するなど、継続的に周知や注意喚起を行っていきたくて考えております。

次に、資料3ページをお願いいたします。この表は学習用タブレット端末の導入前と導入後の通信量を数値化したもので、上段はその月の最大値、下段はその月の平均値になります。恐れ入りますが、前回8月5日の委員会において資料要求により提出いたしました「03 小中学校回線情報」をごらんください。小中学校のインターネット回線の構想は、学校を6つのグループに分け、それぞれのグループから外部データセンターに接続し、外部データセンターから2つの回路に分け、インターネットに接続しております。表の機器名称欄の回線収容ルータ①と回線収容ルータ②は、外部データセンターからインターネットに出ている部分に設置しているルータでございます。その中のVPNルータ①からVPNルータ⑥は、6つのグループから外部データセンターの受け口部分に設置しているルータでございます。どちらの表も学習用タブレット端末導入前の2月と4月以降を比較いたしますと、ほとんどのルータで通信量が増加しており、各学校において学習用タブレット端末を使用していることがわかります。なお、この資料では、発生した通信量はわかりますが、速度やつながりやすさについては、実際に使用してみないとわからないため、5月中旬から6月中旬に各学校へ通信状況の不具合について調査をいたしました。この結果は、前回委員会で資料要求されましたので提出いたしております。この調査結果や通信量等をもとに検証いたしました。アクセスの集中により十分な速度が出ておらず、ボトルネックになっていることがわかりました。そのため、10月上旬に学習用タブレット端末で使用するネットワーク構成を、外部データセンターではなく直接インターネットに接続する方式に変更し、現在、通信状況の検証を行っているところでございます。変更して1カ月ほどたちましたが、各学校への通信状況の聞き取りを行ったところ、ストレスなく学習用タブレット端末を使用できていると報告を受けております。今後も引き続き検証を行い、通信環境の安定化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、4ページをお願いいたします。前回、8月5日の委員会におきまして、資料要求がございました学習用タブレット端末の予算に関する資料でございます。学習用タブレット端末や通信ネットワーク整備等の「整備費」、ネットワーク保守管理業務や通信料などの「維持費」、GIGAスクールサポーター配置やICT活用推進事業を「その他」に分類し、令和2年度は決算額を、令和3年度は予算額と9月末時点の執行額を記載しております。簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

きょうは児童虐待案件とICT教育案件ということだったんだけど、市長は当初から公務を理由に出席していないし、教育長も途中で退席されましたよね。それで福祉文教委員会として、説明は今、聞きましたけれど、このまま調査をきょう続けるかということについて、ちょっと判断したほうがいいのではないかと思うのですけれど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:39

再 開 14:43

委員会を再開いたします。質疑はありませんか。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。1点ちょっと資料を提出していただきたいものがございます。今回、この回線とかを設計するに当たり、参考にした資料等があると思います。そちらについて提出をお願いいたします。委員長、お願いします。

○委員長

執行部にお尋ねをいたします。ただいまの江口委員から要求があった資料は提出できますでしょうか。

○学校教育課長

はい、提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:44

再 開 14:55

委員会を再開いたします。資料の準備ができたようです。サイドブックに掲載いたしましたのでごらんください。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

先ほど、9月ぐらいまでは通信状況が悪い部分もあったんだけど改善をしたという話がありました。改めて、そこはどういった形をとられたのか、ご案内いただけますか。

○学校教育課長

学習用タブレット端末につきましては、学校から直接、インターネットに接続する方式に変更したところでございます。

○江口委員

出している回線状況の資料、8月に出された分ですね。これで言うと、学校数はそれぞれありますよね。それぞれの学校からVPNデータセンターを経由せずに、そのまま外部のネットワークにつないだというふうな理解でよろしいですか。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

この部分に関しては、回線としてはその下にあるように、NTTのフレッツ光ネクストを使っているというふうなことでいいんですよね。そうすると、1ギガでそれぞれの学校から外に出ていくというふうなことでいいですね。

費用の資料を出していただきました。「ICT教育について」の4ページに出していただいたんですけど、これの一番下を見ると、費用の部分で、「維持費」でモバイルルータの通信料というのが、令和3年度で1143万7千円、予算額として上げられています。その中で、執行額9月末時点で126万9391円の執行となっていますが、以前は回線が厳しいときには、各学校でもモバイルルータを使って、授業が止まるのを避けていたというふうなお話を聞きました。今、言われたように、直接外に出て、ローカルブレイクアウトでやっているというふうな形ですが、そうすると、その部分をきちんとやれたので、学校で使っているモバイルルータに関して、学校にあるモバイルルータに関しては、そんなにこれから先は使わずにいけそうだというふうな理解でよろしいですか。

○学校教育課長

学校で活用する場合に関しましては、そのあたりは安心して使えるようになっております。

○江口委員

今のところ通信回線に関しての障害は、もうなくなった、現状においては問題ないというふうなところでよろしいですか。

○学校教育課長

ただいま調査も行っていますので、正式にわかるのが、まだ日にちがかかりますので、正式なお答えは、次回の委員会あたりで答えられるかと思います。

○江口委員

わかりました。ありがとうございます。活用状況を資料の1ページに出していただきました。これを見ると、双方向のオンライン授業のような学習に関しては、小学校で11校、中学校で6校、実施割合としては58.62%となっています。ただこれも同時に使っているわけではないでしょうし、全てのクラスが、例えばみんな子どもさんが家庭にいる状況の中で、同時にやっているわけではないと思うのですが、回線としては同時双方向のオンライン授業をやった場合には、全体のどの程度まで、例えば、小学校6学年で12クラスあったとします。12クラス中何クラスまでが、この回線でいけるといふような状況でしょうか。

○学校教育課長

9月の段階では全体で使うということはなかなか難しかったのですが、今回、ローカルブレイクアウト方式を使うことによって、現在のところ大丈夫という状態ですが、使っている内容が動画等、またいろいろ種類が違いますので、そういうのを含めまして、また次回、報告できるかと思っています。

○江口委員

この同時双方向のオンライン授業のような学習というのは、まさに動画というか、データが一番重い形になるかと思うのですが、前も接続テストを早くやろうよというお話をさせていただきました。ここがしっかりやれるかやれないかが、やってみないとだめだと思うので、例えばどこかの1校とかでもいいんだと思うんです。実際にやってみて、私が言ったのは、例えば授業参観みたいな形とかもありだと思いますし、タブレットをご家庭に持って帰っていただいて、お父さん、お母さん、これで授業参観を見てくださいね、それで状況を教えてくださいというふうな形だったら、これと疑似的に同じ状況がつかれると思います。それで現実には見るのは保護者ですから、そこは回線がだめだったとしても、授業には差し支えはないとかあったりするのです、そういったことも含めて、ぜひ実験を早急にやっていただきたいをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

8月5日の福祉文教委員会で、ICT教育の流れについて、教育改革大綱からICTの推進計画をお尋ねしました。要するに、飯塚市学校ICT環境整備推進計画が目下のところは、環境という点で言えば、基本的なものかなというふうにも理解しております。これが2019年3月に策定されるんですけど、2018年度からの5カ年計画ですので、来年度までが計画年度になっております。それで、先ほど来、環境のことについて質疑がございましたけれど、今、第4年度まで来ているわけですけど、総括的に言うと、ほぼ計画は達成をしているというようなことになるのでしょうか。

○学校教育課長

質問議員おっしゃいますように、計画どおり現在のところ進んでおります。

○川上委員

そうすると、もう来年度はすることはないという感じになるんですかね、2022年度。

○学校教育課長

電子黒板が特別教室にまだ入っておりませんので、それを来年度、進めてまいるところですので、まだまだ来年度以降も行うことは、もちろん続けてさせていただきます。

○川上委員

電子黒板ですか、電子黒板はあと何教室分ぐらい要るわけですか、特別支援教室。

○学校教育課長

特別教室で、理科室とか家庭科室とか、あと101台となっております。

○川上委員

それは来年度整備、来年度のいつまでの整備ということになるのですか。来年度中ですか。

○学校教育課長

当初予算が通り次第、速やかに進めてまいりたいと考えております。

○川上委員

ちょっと細かいこと聞いて、ちょっと時間ももったいなかったですね。それで、これについて言えば、この計画について言えば、第3章の第2節に教育目標が掲げられていますよね。児童生徒の情報活用能力の育成とあります、1番に。わかりますか、2019年の推進計画。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:06

再 開 15:09

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

第3章のICT活用における飯塚市の教育につきまして、児童生徒の情報活用の能力の育成につきまして、どのような生徒像かと申しますと、情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能を身につけた児童生徒、また課題解決のために情報活用の計画を立て、評価、改善しながら実行する児童生徒、また、情報や情報技術をより良い生活や維持可能な生活の構築のために活用し、情報社会に主体的に参加しようとする児童生徒のことでございます。

○川上委員

そうなっています。それで、ここは、それを含めて教育目標というか、厳密に言うと教育目標は2つだけなんです。1番が児童生徒の情報活用能力の育成でしょう。2番が主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりでしょう。教育目標で、3番目に書いてあるのは、公務におけるICTの活用となっているので、これ教育目標かなという気はしますけれど、基本的に2つだと思います。そういう理解でよろしいですね。そうすると、電子黒板の問題は、課題はあるとしても、ここまで来ている段階で、この教育目標に照らして、本格実施は本当は5年度以降だったのでしょうけれど、もう入口に入ってしまったので、部分的な成果が出ているのではないかと思うんですよね。それについて、今お聞きできれば部分的な成果でもお聞きしたいと思うし、どうですかね。少しまとめたものがあるか否か。

○学校教育課長

成果といいますか、1人1台の端末が早く配付されることによりまして、児童生徒は一人一人、個に応じた学習が進められるようになってきたということが挙げられます。そのほか、さまざまなアプリを使いまして対面的に学習し、生徒の主体的・対話的で深い学びに一步近づけたというふうなところが成果として挙げられると思います。

○川上委員

大体は年次ごとに整備をし、成果と課題を明らかにし、次年度、2年度に入り3年度に入りということ、そういうイメージで取り組んだと思うけれど、そうならず今度一気にということになっていて、それで、今、半年ばかりの実践が、不規則実践です。その成果が今、見えたところだろうと思いますし、また大きな課題も見えていると思うのだけれど、これは、今後どのように目標に照らして成果を整理して、課題を明らかにしていくというふうになっていくのか考えていることがありますか。いつごろまでにどうこうするかという。

○学校教育課長

まだまだ、このGIGAスクール構想が始まって半年しかたっておりませんので、教師で言

いますと、まだまだクロームブックに、1人1台の端末にまだまだ慣れていない部分がありますし、まだ始まったばかりですので、先生方の個人差がありますので、そのあたりを調整していかなくてはいけないし、タブレットを使えばいい授業か、そうではないということを検証していくところがあります。子どもに対しましても、健康面またモラルの面で、今は大きな問題は上がっておりませんが、全国的にタブレットを使いたいじめとか事件も起きておりますので、そういうことが飯塚市で起こらないように、子どもたちに、また保護者に周知徹底できるようなことをしていくことが、次の課題だと考えております。

○川上委員

今、大事なことをおっしゃったと思います。それで、つまり私の受け止めは、技術的な能力、スキルを身につけることは重要だけれど、非常に大事だと思うのですけれど、基礎学力だとか、心の育ちとか、体の育ちとか、いろんなわざのこともあるでしょうけれど、そうした点を、タブレットを持たせれば何か、ぱっと国際人になって、何か特別いいことが起きるといふには、なかなか考えないほうがいいと思うという点で受け止めました。それでいずれにしても、少し時間はかかると思いますけれど、不当に教育に影響が出るような負担がかからないように、教育実践をまとめて、成果を明らかにし、課題を明らかにしていくというようにされたらどうかというふうに思っています。

その際に、感染症が完全に収束したわけではないし、6波の心配もされる中ですので、それを含めた、その場合の余儀なく登校できない場合の対応も含めたものが必要だと思っています。それで、私は学力・心・体という点で、このICTの問題をどう位置づけるのかというのがあるんだけど、それについても、子どものクラスの人数が少ない少人数学級が、ICT教育を推進する上でも鍵ではないかなと。大人数の中でというわけにはいかないのではないかなという気がします。それで、そこのところもあわせた中で、今後の課題を明らかにしていけるのがあるのではないかなというふうに思っていますけれど、ここで教育長に見解を聞くところだったんですね。この教育長の見解については、次の機会に答弁を求めたいというふうに思います。委員長、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

ICT教育の資料の1ですね。ICT教育というのは新しい教育分野というところで、8月の委員会でもいろいろ意見も出たところなんですけれども、この資料の1で、9月のオンライン学習というところなのですが、やっぱりこのICT教育というのに一番懸念があるというのはデジタルデバイド、これだと思います。これは情報格差ですけれども、学校間でもありましようし、家庭間でもあると。これ、非常に避けて通れないというか、これが一番肝だと思うのですけれども、この表を見て、そういう格差、デバイドというのが見て取れるかなと思って見ていたのですけれども、なかなかそこはあらわれていないかなと思うのですが、(2)で課題というところも指摘がされておりますけれども、この指摘の中にも、これがあらわれていないような気がするんですね。それで次のページに、使うときのルールというのが、るる書いてあるのですけれども、このデジタルデバイドについて検証したのかというか、その辺の対策と言いますか、そういうことをどういうふうに考えているかお尋ねいたします。

○学校教育課長

市内29校ありますが、小中学校で同じレベルで学習用タブレット端末を活用しているとは、現在のところできていないとは考えておりません。ですので、このICT研究指導員と連携をしながら重点的にサポートしたり、私たちが学校訪問することで、どの学校でも活用できるような支援体制といいますか、その学校のICT担当のほうに投げかけて、どこの学校でも、どこでもできるような形を来年度進めていきたいと考えております。

○吉松委員

初めてのことなので、家庭によっても非常に環境が違いただろうと思いますし、学校でも専門的な先生もおられれば、小さい学校でおられないというような学校もあると思いますので、落ちこぼれないように、先生の落ちこぼれもないようにやっていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

すみません、ちょっと忘れ物がございました。まず、このタブレット端末に関して、教師側に関しては、もう整備が終わったということですのでよろしいですか。それともまだか、いかがですか。

○学校教育課長

教師用のパソコンは全部そろっておりますが、子どもたちと機種がちょっと違うというのが現在のところございます。

○江口委員

タブレットの場合、ケースを使ったりするのですけれど、そこに関して、ある学校では学校で調達をしたというところがある。ある学校は各自それぞれ用意してくれというところがある。ある学校はタオルにくるんで持って帰れというところがあるとお聞きするのですが、もう今年はどうでしょう。なんだけれど、来年度以降、ぜひ考えていただきたいのは、市のほうで、ある意味、市内の縫製業者さんに、こういうのを作ってとお願いをしてやると、費用的にも安く上がると思うので、ぜひそれを検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○学校教育課長

1人1台タブレット端末は非常に高価なものですので、まずは、しっかりかばんの中に入れて持って帰ると。まず自分で自分のものはきちんと大切に扱うということで、まず教えていきたいなと思っております。現在のところ、やはりそのタブレット端末を落として壊したという子は、手持ちのかばんを投げて落としたりとか、そういうまず大切さというのを教えていくことが大事かなと考えておりますので、まずそのあたりを学校のほうにきちんと、もう一度周知しているというところがございます。

○江口委員

そのままかばんに入れたら、ランドセルに入れたらいいんですよということだったらいいですよ。だけれども、学校によってはタオルにくるんで持って帰れということ指導するわけですよ。要はそのままで心配だというところがあるわけですよ。いらないのであれば、そんなの使わなくていいよと。そうやってやっている中で、壊れた分はちゃんと学校でやるからというのだったらいいですよ。そうでなかったなら、やっぱりそこは、足並みをそろえる必要があると思うんです。そのときに、各自で買う学校と、学校でそろえるところがあったらどうなのかなと思う。また、なおさらのこと、もう大量に市内の仕事をつくるという意味でも、ある意味、大量にするとコストも下がる部分があると思うので、それを検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○学校教育課長

この学校格差につきましては、今後検討させていただきます。このカバーにつきましては、自主校長会、小学校の校長が集まって、中学校の校長が集まって、その話し合いを、タブレット配布のときから話し合っていたいただいておりますので、もう一度そのあたりからお話を進めてまいります。

○江口委員

話し合いが進んでいて、それが統一になっていたらよかったですけどね。続いて、このタブレットに関しては、子どもたちがアプリを入れようと思ったらできるのかどうか1点。あ

と、休校期間中に塾等のコンテンツを使って学習をしようという声かけがあったというふうな話を聞きますが、それが実際にあったのかどうか。そしてもう一点、ほかの用途に使うとき、タブレットがあるんだけど、これをほかに使いたい。例えば、ユーチューブはだめなんだけど、例えば学習支援、オンラインでの学習支援をやっている団体とかもあります。そういったところが、これを使ってやりたいのだけれどというふうな形になったときに許可が出るのかどうか、そういった分、また自分で何らかの、例えばプログラミングの勉強を自分でやりたいのでなったときに、タブレットを使っていいという形になるのかどうか、その辺りはいかがですか。

○学校教育課長

現在のところ、教育委員会の許可が必要となっていますので、自由にダウンロードすることはできません。また、学習に関しましては、現在、塾の件でタブレットを活用したいという件は、まだ私たちのところには入ってきておりません。

○江口委員

アプリのインストールはできないということですね、それについては制限がかかっている。それはもう入れようと思っても入らないということですよ。その次は、休校期間中に、例えば塾等のコンテンツを使って自宅で学習しなさいという呼びかけがあった学校があるやに聞いています。去年の4月、休校がありましたよね、そういったときに、そんな呼びかけが実際にあったのかどうか。実際には、すぐそばの中学校であったと私は聞いているのですが、そのほかも含めて、それが事実かどうかの確認と、あともう一点が、塾ではないんだけど、オンラインの学習支援とか、そういった部分をこれを使ってやりたいのだけれどというふうな話があったときに、それについて検討していただけるのかどうか。あと、自分でプログラミングの勉強がしたいのでといったときに、こんなアプリ入れたいけどどうかというご相談ができるのかどうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:28

再 開 15:30

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

まず、塾のコンテンツをホームページを見て学習をしなさいというのは、私たちのところに入ってきておりませんので、その辺のことにしましては、ちょっとお答えできませんが、学校以外のアプリをダウンロードすることは、学校としては禁止をしております。学校以外のところのコンテンツを使いまして学習するのも、現在のところ、教育委員会のほうでは許可はいたしておりません。

○江口委員

今は禁止していて許可していないという状況かもしれませんが、そういったご相談があったときに、それはきちんと検討していただけますか。

○学校教育課長

その内容等もわかりませんので、まず学校のほうに相談をしていただきまして、それから審議したいと思います。

○江口委員

もう一点、その子どもがこれを使っているんなものを見たりするとかいう弊害も指摘をされたりしています。そういったことをコントロールできるようなMDMとか言われるソフトがあったりするわけですが、そういったものは、これの中に導入されているのかどうか。そしてその部分で、実際の使用状況が把握できるのかどうか、その点はいかがですか。

○学校教育課長

学習用タブレット端末の整備の際に、グーグルの管理するツールを導入し、アプリの検索やアクセスの制限、一元的に管理等を行っていますが、本市が導入しているツールには使用時間を制限するMDMというものがございません。

○江口委員

MDMがないのであれば、何らかの形で実態調査をしていただきたいと思います。それをランダムにするべきだと思うんですね。それぞれの子どもにいついつ検査するからと言ったら、当然のことながら、その前後には変な使い方をしないのだと思うんだけど、例えば、議員が持っているアイパッドとかは、スクリーンタイムというのがあります。そしてその中で、何時から何時までは使えないようにしたりすることもできます。またあと、どのぐらいの時間使っているのか、何に使っているのかも見ることができます。そこの部分のチェックでしたら、例えば教師であったりとか、ICT支援員の方々がチェックすることは可能です。不定期でいいので、実際の子どもたちがどうやって使っているのか、それをチェックする形をつくっていただきたいと思います。それで、こんな時間、使ってだめだよというのをまず軽く言っただいて、そういった形で、だめなんだねと、こんな時間、現実に子どもたちはこんな使い方しているんだというやつをつかむことをやっていただきたいと思います。ぜひそれを考えていただきたいと思います。いかがですか。

○学校教育課長

学校側でもGIGAスクール構想によって1人1台端末が実現しまして、学びを止めないように進めているところですが、ネットトラブル等、またその時間の延長につきまして、かなり慎重に児童生徒にお話をしております。また、このことはタブレット導入の前から、携帯電話というもので使用モラル、SNSによるトラブル等、また長時間使うものではないということ、モラルにつきまして進めてきておりますので、それと同じ扱いになると思います。そこで県教育委員会が、毎年、保護者と学ぶ児童生徒の規範意識の育成事業というのがございまして、この規範意識につきまして、特にネットによる誹謗中傷やいじめ防止、ネットトラブルなどの講演会を、各学校年間2回から3回行っております。まずそういうものから子どもたちに、自分自身で自分を抑制できるような教育をしていくのが、まず学校としては大事ななと考えておりますので、いろいろなもので制限するやり方もございますが、まずは子ども自身が成長していく上で、地道ですがこういう活動を進めながら子どもたちに伝えていきたいと考えております。

○江口委員

携帯電話とかスマホに関しては各家庭の責任でやるんだけど、このタブレットに関しては教育委員会が、市の財政を使ってお渡しする分ですよ。それを使ったことで健康面に不安が増加したとなったら、これはいかななものかと思うわけです。なので、規範意識を育てるのもそうなんだけど、片一方でそれが守られているかどうかを確認する作業は、私はすべきだと思います。毎日やれとか、それは無理ですよ。だけれども、時々、ここの1列持っておいでと言って、それでスクリーンタイムというか、グーグルなのでちょっと違うと思うのだけれど、その画面出してごらん、そして、よしよし、ちょっとここはだめだねとかいう、そういったチェックをやるべきだと思うんです。検討されませんか。

○学校教育課長

この検証の仕方、やり方も含めまして、検討してまいりたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申し出が
ありっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市自宅待機買物困難世帯支援事業の支援対象者の拡充について」報告を求めます。

○生活支援課長

「飯塚市自宅待機買物困難世帯支援事業の支援対象者の拡充について」ご報告させていただきます。本日の資料としまして、要綱の新旧対象表と改正後の要綱を提出させていただいております。この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅待機を余儀なくされた世帯において、自宅待機期間中の買い物が困難となった世帯を対象に、生活を維持するための買い物に関する支援を、本年2月22日より実施しているものですが、新型コロナウイルスに感染された自宅待機者以外の支援を必要とされる世帯にも支援ができるように、要綱の改正を行い支援対象者の拡充を行いました。

今回、支援対象者の拡充を行った背景といたしましては、当初、この事業は自宅待機の陽性患者の世帯への支援としておりましたが、支援希望者の相談を受ける中で自宅待機となられた方以外の感染者の世帯にも買い物についての支援が必要な状況が生じていることがわかってまいりました。要綱の規定上は自宅待機者の世帯への支援であることが明記されていたため、それらの相談に対して、この制度での支援が行えませんでしたことから、要綱を改正したうえで支援対象者を拡充したものでございます。

主な変更点について、新旧対照表にてご説明させていただきます。資料1枚目の要綱改正新旧対照表をごらんください。この対照表は右半分が旧要綱で左半分が新要綱となっております。まず、要綱のタイトルに旧要綱では「自宅待機」と明記しておりましたが、ここを「新型コロナウイルス感染症」に改めております。次に、第1条の趣旨説明において旧要綱では自宅待機者に係る買い物困難世帯への支援との表現をしておりましたが、自宅待機の文言を外すことで新型コロナウイルス感染者全体の買い物困難世帯への支援となるように表現を改めております。第2条に支援対象者を具体的に記載しておりますが、従来の自宅待機者に加えまして、「陽性者が入院等に至った場合の自宅に残られた家族が高齢・障がい・未成年等で買い物が困難となり支援が必要になった場合」と「治療後の後遺症で自力での買い物が困難となった世帯」を対象に含める改正を行っております。このことにより、これまで支援を行うことができませんでした自宅待機者以外の世帯への支援が可能となりましたことから、新型コロナウイルス感染症に感染されたことにより買い物が困難になられた世帯への生活維持のための買い物支援を、今回拡充しました対象者も含めまして、引き続き実施してまいります。以上のことをご報告させていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。